官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令（防衛四）　一
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務七四）　三
○洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件の一部を改正する告示（国土交通三五〇）　三
○標準倉庫寄託約款（乙）（同三五一）　三
○標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）（同三五二）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

## 省令

**○防衛省令第四号**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十四条の六の規定に基づき、若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十日　防衛大臣　小泉進次郎

# 若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

**別記様式第四**（第十三条及び第二十二条関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

（給付金支給機関の長）

若年定年退職者給付金追給通知書

年　月　日付で貴殿から請求のあった若年定年退職者給付金の追給について
支給する
ては、下記のとおり、　　ことに決定したので通知する。
支給しない

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| 追給金額 | 円 |
| 不支給の理由 | |

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。

備考　不要の文字は、抹消すること。

## 改正前

**別記様式第四**（第十三条及び第二十二条関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

（給付金支給機関の長）

若年定年退職者給付金追給通知書

年　月　日付で貴殿から請求のあった若年定年退職者給付金の追給について
支給する
ては、下記のとおり、　　ことに決定したので通知する。
支給しない

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| 追給金額 | 円 |
| 不支給の理由 | |

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。

備考　不要の文字は、抹消すること。

**別記様式第五**（第十五条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の８第１項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　（※）　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|---|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | | |
| （退職年月日）　　年　　月　　日 | （退職年齢）　　歳 | |
| （退職時の所属） | | |

［裏面　略］

**別記様式第五**（第十五条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の８第１項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　（※）　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|---|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | | |
| （退職年月日）　　年　　月　　日 | （退職年齢）　　歳 | |
| （退職時の所属） | | |

［同左］

**別記様式第六**（第十五条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の８第２項第１号の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　（※）　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | | | |
| （退職年月日） | 年　月　日 | （退職年齢） | 歳 |
| （退職時の所属） | | | |

［裏面　略］

**別記様式第六**（第十五条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の８第２項第１号の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　（※）　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | | | |
| （退職年月日） | 年　月　日 | （退職年齢） | 歳 |
| （退職時の所属） | | | |

［同左］

**別記様式第七**（第十五条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の８第２項第２号 第27条の12第１項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　(※)　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | |
|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | |
| （退職年月日）　　年　　月　　日 | （退職年齢）　　歳 |
| （退職時の所属） | |

［裏面　略］

**別記様式第七**（第十五条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の８第２項第２号 第27条の12第１項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　(※)　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | |
|---|---|
| （若年定年退職者の氏名） | |
| （退職年月日）　　年　　月　　日 | （退職年齢）　　歳 |
| （退職時の所属） | |

［同左］

**別記様式第八**（第十六条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の９第１項の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| （不支給となる給付金） | |

［裏面　略］

**別記様式第八**（第十六条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の９第１項の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| （不支給となる給付金） | |

［同左］

**別記様式第九**（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の９第１項<br>第27条の12第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| （不支給となる給付金） | |

［裏面　略］

**別記様式第九**（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の９第１項<br>第27条の12第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

| | |
|---|---|
| （不支給となる給付金） | |

［同左］

**別記様式第十**（第十七条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の10第１項の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［裏面　略］

**別記様式第十**（第十七条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の10第１項の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［同左］

**別記様式第十一**（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の10第１項<br>第27条の12第６項　の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［裏面　略］

**別記様式第十一**（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の10第１項<br>第27条の12第６項　の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［同左］

**別記様式第十四**（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第１項 第27条の13第２項 第27条の13第３項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［裏面　略］

**別記様式第十四**（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第１項 第27条の13第２項 第27条の13第３項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［同左］

**別記様式第十五**（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第４項<br>第27条の13第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［裏面　略］

**別記様式第十五**（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第４項<br>第27条の13第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に通知したこの省令による改正前の若年定年退職者給付金に関する省令別記様式第四から別記様式第十一まで、別記様式第十四及び別記様式第十五の様式による書面は、この省令による改正後の若年定年退職者給付金に関する省令別記様式第四から別記様式第十一まで、別記様式第十四及び別記様式第十五の様式による書面とみなす。

# その他告示

○総務省告示第七十四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

令和八年三月十日

総務大臣　林　芳正

一　健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（令和７年度第６次（３月）及び令和８年度第１次（３月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：別紙１のとおり変更する

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

| 区分＼年度 | 計画初年度の前年度（平成20年度） | | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | | | 平成22年度（第２年度） | | | 平成23年度（第３年度） | | | 平成24年度（第４年度） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 歳入額 | 一般財源 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 1 地方税 | 1,009,387 | 1,009,387 | 934,696 | 934,696 | △ 74,691 | 957,303 | 957,303 | 22,607 | 935,940 | 935,940 | △ 21,363 | 889,832 | 889,832 | △ 46,108 |
| 2 地方譲与税 | 86,053 | 86,053 | 81,101 | 81,101 | △ 4,952 | 78,338 | 78,338 | △ 2,763 | 76,179 | 76,179 | △ 2,159 | 71,450 | 71,450 | △ 4,729 |
| 3 地方交付税 | 4,423,071 | 4,423,071 | 4,680,065 | 4,680,065 | 256,994 | 5,317,657 | 5,317,657 | 637,592 | 5,235,384 | 5,235,384 | △ 82,273 | 5,266,367 | 5,266,367 | 30,983 |
| 4 国都道府県支出金 | 1,122,970 | 71,518 | 1,369,798 | 211,209 | 139,691 | 1,603,436 | 52,750 | △ 158,459 | 1,577,868 | 24,894 | △ 27,856 | 1,605,004 | 18,890 | △ 6,004 |
| 5 繰入金 | 26,159 | 10 | 86,977 | 0 | △ 10 | 38,581 | 3,883 | 3,883 | 579,534 | 542,726 | 538,843 | 252,144 | 205,530 | △ 337,196 |
| 6 地方債 | 679,664 | 214,364 | 33,626,482 | 32,531,698 | 32,317,334 | 2,621,866 | 399,066 | △ 32,132,632 | 1,022,374 | 272,674 | △ 126,392 | 987,407 | 270,407 | △ 2,267 |
| うち再生振替特例債 | 0 | 0 | 32,199,000 | 32,199,000 | 32,199,000 | 0 | 0 | △ 32,199,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 その他 | 1,335,444 | 387,742 | 1,261,111 | 313,746 | △ 73,996 | 1,783,741 | 762,422 | 448,676 | 1,785,971 | 849,449 | 87,027 | 1,683,256 | 955,478 | 106,029 |
| 歳入計 | 8,682,748 | 6,192,145 | 42,040,230 | 38,752,515 | 32,560,370 | 12,400,922 | 7,571,419 | △ 31,181,096 | 11,213,250 | 7,937,246 | 365,827 | 10,755,460 | 7,677,954 | △ 259,292 |
| 歳出 | 歳出額 | 一般財源 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 1 人件費 | 725,413 | 630,671 | 784,593 | 718,811 | 88,140 | 837,634 | 757,256 | 38,445 | 871,807 | 802,768 | 45,512 | 858,193 | 772,219 | △ 30,549 |
| 2 物件費 | 674,765 | 518,139 | 623,203 | 434,195 | △ 83,944 | 696,391 | 491,303 | 57,108 | 654,122 | 458,684 | △ 32,619 | 606,599 | 455,082 | △ 3,602 |
| 3 維持補修費 | 340,741 | 174,526 | 423,972 | 223,510 | 48,984 | 406,235 | 173,913 | △ 49,597 | 431,428 | 201,277 | 27,364 | 449,722 | 198,231 | △ 3,046 |
| 4 扶助費 | 1,283,403 | 316,850 | 1,133,882 | 362,850 | 46,000 | 1,322,851 | 375,564 | 12,714 | 1,385,663 | 398,774 | 23,210 | 1,425,330 | 397,533 | △ 1,241 |
| 5 建設事業費 | 992,595 | 542,345 | 1,001,616 | 584,037 | 41,692 | 2,412,498 | 1,220,475 | 636,438 | 1,697,980 | 475,866 | △ 744,609 | 1,138,082 | 166,716 | △ 309,150 |
| (1) 普通建設事業費 | 992,595 | 542,345 | 1,001,616 | 584,037 | 41,692 | 2,412,498 | 1,220,475 | 636,438 | 1,679,993 | 475,266 | △ 745,209 | 1,086,726 | 166,480 | △ 308,786 |
| (2) 災害復旧事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,987 | 600 | 600 | 51,356 | 236 | △ 364 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 公債費 | 2,226,521 | 1,710,056 | 2,384,332 | 1,242,950 | △ 467,106 | 3,539,627 | 1,722,701 | 479,751 | 1,917,844 | 1,521,666 | △ 201,035 | 1,869,599 | 1,501,132 | △ 20,534 |
| うち再生振替特例債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 453,212 | 377,677 | 377,677 | 482,985 | 402,488 | 24,811 | 482,985 | 402,488 | 0 |
| 7 繰出金 | 855,614 | 774,767 | 1,997,031 | 1,907,038 | 1,132,271 | 941,995 | 860,181 | △ 1,046,857 | 921,766 | 843,500 | △ 16,681 | 1,007,812 | 928,672 | 85,172 |
| 8 その他 | 33,756,836 | 33,697,931 | 33,235,459 | 32,822,982 | △ 874,949 | 1,717,241 | 1,443,576 | △ 31,379,406 | 2,744,054 | 2,646,125 | 1,202,549 | 2,754,760 | 2,613,006 | △ 33,119 |
| 歳出計 | 40,855,888 | 38,365,285 | 41,584,088 | 38,296,373 | △ 68,912 | 11,874,472 | 7,044,969 | △ 31,251,404 | 10,624,664 | 7,348,660 | 303,691 | 10,110,097 | 7,032,591 | △ 316,069 |
| 歳入歳出差引額 (A) | △32,173,140 | △32,173,140 | 456,142 | 456,142 | 32,629,282 | 526,450 | 526,450 | 70,308 | 588,586 | 588,586 | 62,136 | 645,363 | 645,363 | 56,777 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (B) | 26,326 | | 31,425 | | | 9,134 | | | 713 | | | 38,600 | | |
| 実質収支額(A)－(B) (C) | △32,199,466 | | 424,717 | | | 517,316 | | | 587,873 | | | 606,763 | | |
| (C)のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | 0 | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | |

（単位：千円）

| 平成25年度（第５年度） | | | 平成26年度（第６年度） | | | 平成27年度（第７年度） | | | 平成28年度（第８年度） | | | 平成29年度（第９年度） | | | 平成30年度（第10年度） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 859,159 | 859,159 | △ 30,673 | 855,247 | 855,247 | △ 3,912 | 837,670 | 837,670 | △ 17,577 | 827,966 | 827,966 | △ 9,704 | 914,412 | 914,412 | 86,446 | 928,303 | 928,303 | 13,891 |
| 67,614 | 67,614 | △ 3,836 | 63,959 | 63,959 | △ 3,655 | 66,798 | 66,798 | 2,839 | 52,956 | 52,956 | △ 13,842 | 52,526 | 52,526 | △ 430 | 52,969 | 52,969 | 443 |
| 5,284,618 | 5,284,618 | 18,251 | 5,129,740 | 5,129,740 | △ 154,878 | 5,120,321 | 5,120,321 | △ 9,419 | 4,979,225 | 4,979,225 | △ 141,096 | 4,946,234 | 4,946,234 | △ 32,991 | 4,774,251 | 4,774,251 | △ 171,983 |
| 1,785,806 | 18,688 | △ 202 | 2,156,921 | 36,410 | 17,722 | 1,774,914 | 131,158 | 94,748 | 1,874,966 | 30,319 | △ 100,839 | 1,923,799 | 56,421 | 26,102 | 1,745,117 | 58,547 | 2,126 |
| 946,193 | 889,636 | 684,106 | 1,565,648 | 1,486,052 | 596,416 | 1,055,640 | 858,920 | △ 627,132 | 1,299,703 | 1,105,725 | 246,805 | 248,533 | 133 | △ 1,105,592 | 422,406 | 0 | △ 133 |
| 811,000 | 274,200 | 3,793 | 1,289,879 | 255,579 | △ 18,621 | 809,143 | 265,443 | 9,864 | 1,505,309 | 177,409 | △ 88,034 | 1,042,075 | 174,575 | △ 2,834 | 968,781 | 171,781 | △ 2,794 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,706,575 | 975,082 | 19,604 | 1,813,828 | 1,082,276 | 107,194 | 2,090,797 | 1,165,194 | 82,918 | 2,696,247 | 1,560,011 | 394,817 | 2,353,872 | 1,329,448 | △ 230,563 | 2,416,604 | 673,554 | △ 655,894 |
| 11,460,965 | 8,368,997 | 691,043 | 12,875,222 | 8,909,263 | 540,266 | 11,755,283 | 8,445,504 | △ 463,759 | 13,236,372 | 8,733,611 | 288,107 | 11,481,451 | 7,473,749 | △ 1,259,862 | 11,308,431 | 6,659,405 | △ 814,344 |
| 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 841,813 | 766,993 | △ 5,226 | 872,094 | 788,440 | 21,447 | 1,031,858 | 898,170 | 109,730 | 976,671 | 857,919 | △ 40,251 | 999,893 | 879,378 | 21,459 | 1,007,603 | 875,591 | △ 3,787 |
| 650,164 | 479,004 | 23,922 | 642,030 | 456,830 | △ 22,174 | 917,015 | 523,955 | 67,125 | 843,601 | 493,353 | △ 30,602 | 933,235 | 543,086 | 49,733 | 882,333 | 468,285 | △ 74,801 |
| 394,862 | 184,814 | △ 13,417 | 405,561 | 178,250 | △ 6,564 | 352,106 | 144,864 | △ 33,386 | 365,441 | 171,105 | 26,241 | 507,040 | 271,045 | 99,940 | 440,239 | 220,791 | △ 50,254 |
| 1,446,986 | 436,538 | 39,005 | 1,450,684 | 395,977 | △ 40,561 | 1,407,233 | 345,285 | △ 50,692 | 1,624,522 | 424,929 | 79,644 | 1,362,738 | 351,324 | △ 73,605 | 1,302,016 | 351,595 | 271 |
| 1,116,443 | 234,547 | 67,831 | 1,811,922 | 88,588 | △ 145,959 | 731,386 | 68,681 | △ 19,907 | 1,006,310 | 66,126 | △ 2,555 | 1,389,532 | 93,134 | 27,008 | 1,240,818 | 78,322 | △ 14,812 |
| 1,086,397 | 214,478 | 47,998 | 1,811,922 | 88,588 | △ 125,890 | 731,386 | 68,681 | △ 19,907 | 1,006,310 | 66,126 | △ 2,555 | 1,389,532 | 93,134 | 27,008 | 1,235,090 | 76,873 | △ 16,261 |
| 30,046 | 20,069 | 19,833 | 0 | 0 | △ 20,069 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,728 | 1,449 | 1,449 |
| 3,893,627 | 3,551,934 | 2,050,802 | 3,867,327 | 3,526,894 | △ 25,040 | 3,677,144 | 3,412,584 | △ 114,310 | 3,694,560 | 3,441,595 | 29,011 | 3,314,621 | 3,062,172 | △ 379,423 | 3,397,640 | 3,128,627 | 66,455 |
| 2,558,450 | 2,479,250 | 2,076,762 | 2,558,449 | 2,484,477 | 5,227 | 2,558,450 | 2,489,784 | 5,307 | 2,558,449 | 2,495,169 | 5,385 | 2,558,449 | 2,500,637 | 5,468 | 2,558,449 | 2,506,186 | 5,549 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 911,580 | 831,627 | △ 97,045 | 974,843 | 884,857 | 53,230 | 928,308 | 823,997 | △ 60,860 | 947,681 | 846,723 | 22,726 | 829,132 | 728,697 | △ 118,026 | 799,027 | 705,498 | △ 23,199 |
| 1,551,794 | 1,229,844 | △ 1,383,162 | 2,172,157 | 1,910,823 | 680,979 | 1,830,494 | 1,348,229 | △ 562,594 | 2,875,359 | 1,529,634 | 181,405 | 1,859,968 | 1,259,621 | △ 270,013 | 2,153,573 | 745,514 | △ 514,107 |
| 10,807,269 | 7,715,301 | 682,710 | 12,196,618 | 8,230,659 | 515,358 | 10,875,544 | 7,565,765 | △ 664,894 | 12,334,145 | 7,831,384 | 265,619 | 11,196,159 | 7,188,457 | △ 642,927 | 11,223,249 | 6,574,223 | △ 614,234 |
| 653,696 | 653,696 | 8,333 | 678,604 | 678,604 | 24,908 | 879,739 | 879,739 | 201,135 | 902,227 | 902,227 | 22,488 | 285,292 | 285,292 | △ 616,935 | 85,182 | 85,182 | △ 200,110 |
| 28 | | | 2,374 | | | 13,175 | | | 40 | | | 0 | | | 85 | | |
| 653,668 | | | 676,230 | | | 866,564 | | | 902,187 | | | 285,292 | | | 85,097 | | |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | |

（単位：千円）

| 令和元年度（第11年度） | | | 令和２年度（第12年度） | | | 令和３年度（第13年度） | | | 令和４年度（第14年度） | | | 令和５年度（第15年度） | | | 令和６年度（第16年度） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳入額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 921,776 | 921,776 | △ 6,527 | 860,659 | 860,659 | △ 61,117 | 900,649 | 900,649 | 39,990 | 870,855 | 870,855 | △ 29,794 | 896,373 | 896,373 | 25,518 | 915,498 | 915,498 | 19,125 |
| 54,733 | 54,733 | 1,764 | 56,777 | 56,777 | 2,044 | 57,591 | 57,591 | 814 | 63,204 | 63,204 | 5,613 | 59,055 | 59,055 | △ 4,149 | 60,638 | 60,638 | 1,583 |
| 4,817,894 | 4,817,894 | 43,643 | 4,942,168 | 4,942,168 | 124,274 | 5,306,133 | 5,306,133 | 363,965 | 5,276,853 | 5,276,853 | △ 29,280 | 5,286,366 | 5,286,366 | 9,513 | 5,342,937 | 5,342,937 | 56,571 |
| 1,672,895 | 25,836 | △ 32,711 | 2,701,475 | 442,834 | 416,998 | 2,300,647 | 189,846 | △ 252,988 | 3,220,606 | 309,831 | 119,985 | 1,918,968 | 292,598 | △ 17,233 | 1,687,230 | 248,769 | △ 43,829 |
| 760,475 | 381,343 | 381,343 | 783,035 | 300,000 | △ 81,343 | 746,409 | 268,156 | △ 31,844 | 530,750 | 43,777 | △ 224,379 | 673,611 | 178,298 | 134,521 | 675,587 | 161,284 | △ 17,014 |
| 1,125,632 | 130,232 | △ 41,549 | 1,040,037 | 135,337 | 5,105 | 672,613 | 163,113 | 27,776 | 1,410,709 | 42,609 | △ 120,504 | 847,230 | 18,930 | △ 23,679 | 212,320 | 8,820 | △ 10,110 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,958,133 | 577,829 | △ 95,725 | 1,793,436 | 949,734 | 371,905 | 1,522,344 | 630,978 | △ 318,756 | 1,857,804 | 1,029,388 | 398,410 | 1,405,810 | 623,669 | △ 405,719 | 1,071,637 | 348,291 | △ 275,378 |
| 11,311,538 | 6,909,643 | 250,238 | 12,177,587 | 7,687,509 | 777,866 | 11,506,386 | 7,516,466 | △ 171,043 | 13,230,781 | 7,636,517 | 120,051 | 11,087,413 | 7,355,289 | △ 281,228 | 9,965,847 | 7,086,237 | △ 269,052 |
| 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳出額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 1,093,270 | 972,357 | 96,766 | 1,127,751 | 994,809 | 22,452 | 1,300,984 | 1,152,545 | 157,736 | 1,114,918 | 1,005,935 | △ 146,610 | 1,232,291 | 1,091,397 | 85,462 | 1,254,723 | 1,101,474 | 10,077 |
| 971,510 | 465,698 | △ 2,587 | 1,233,094 | 637,630 | 171,932 | 1,328,587 | 599,413 | △ 38,217 | 1,309,591 | 643,821 | 44,408 | 1,505,263 | 835,119 | 191,298 | 1,402,702 | 769,555 | △ 65,564 |
| 435,353 | 186,176 | △ 34,615 | 319,245 | 205,315 | 19,139 | 311,672 | 193,762 | △ 11,553 | 346,748 | 234,130 | 40,368 | 280,376 | 179,825 | △ 54,305 | 313,760 | 223,691 | 43,866 |
| 1,297,032 | 334,792 | △ 16,803 | 1,337,974 | 364,216 | 29,424 | 1,578,972 | 358,169 | △ 6,047 | 1,441,464 | 370,431 | 12,262 | 1,559,597 | 585,473 | 215,042 | 1,417,485 | 497,379 | △ 88,094 |
| 1,784,676 | 148,124 | 69,802 | 1,124,020 | 104,109 | △ 44,015 | 749,241 | 88,230 | △ 15,879 | 2,777,745 | 124,911 | 36,681 | 1,077,333 | 84,204 | △ 40,707 | 347,734 | 55,380 | △ 28,824 |
| 1,782,678 | 148,026 | 71,153 | 1,124,020 | 104,109 | △ 43,917 | 749,241 | 88,230 | △ 15,879 | 2,773,752 | 121,759 | 33,529 | 1,077,333 | 84,204 | △ 37,555 | 347,734 | 55,380 | △ 28,824 |
| 1,998 | 98 | △ 1,351 | 0 | 0 | △ 98 | 0 | 0 | 0 | 3,993 | 3,152 | 3,152 | 0 | 0 | △ 3,152 | 0 | 0 | 0 |
| 3,408,259 | 3,131,552 | 2,925 | 3,432,376 | 3,168,551 | 36,999 | 3,495,434 | 3,243,435 | 74,884 | 3,511,620 | 3,236,174 | △ 7,261 | 3,466,124 | 3,220,038 | △ 16,136 | 3,595,466 | 3,377,962 | 157,924 |
| 2,558,449 | 2,511,819 | 5,633 | 2,558,450 | 2,517,538 | 5,719 | 2,558,450 | 2,523,342 | 5,804 | 2,558,450 | 2,529,234 | 5,892 | 2,558,450 | 2,535,215 | 5,981 | 2,558,450 | 2,541,285 | 6,070 |
| 754,815 | 667,219 | △ 38,279 | 775,623 | 680,070 | 12,851 | 800,724 | 701,858 | 21,788 | 757,597 | 652,604 | △ 49,254 | 750,043 | 642,200 | △ 10,404 | 585,125 | 482,431 | △ 159,769 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 990,489 | 427,591 | △ 317,923 | 2,344,940 | 1,050,245 | 622,654 | 1,138,333 | 526,815 | △ 523,430 | 1,640,217 | 1,037,630 | 510,815 | 1,181,204 | 681,851 | △ 355,779 | 939,500 | 469,013 | △ 212,838 |
| 10,735,404 | 6,333,509 | △ 240,714 | 11,695,023 | 7,204,945 | 871,436 | 10,703,947 | 6,864,227 | △ 340,718 | 12,899,900 | 7,305,636 | 441,409 | 11,052,231 | 7,320,107 | 14,471 | 9,856,495 | 6,976,885 | △ 343,222 |
| 576,134 | 576,134 | 490,952 | 482,564 | 482,564 | △ 93,570 | 802,439 | 652,239 | 169,675 | 330,881 | 330,881 | △ 321,358 | 35,182 | 35,182 | △ 295,699 | 109,352 | 109,352 | 74,170 |
| 10 | | | 238,332 | | | 156,856 | | | 3,683 | | | 34,470 | | | 11,866 | | |
| 576,124 | | | 244,232 | | | 645,583 | | | 327,198 | | | 712 | | | 97,486 | | |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | |

（単位：千円）

| 令和７年度（第17年度） | | | 令和８年度（第18年度） | | | 令和９年度（第19年度） | | | 令和10年度（第20年度） | | | 令和11年度（第21年度） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳　入　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　入　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　入　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　入　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　入　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 867,921 | 867,921 | △ 47,577 | 866,932 | 866,932 | △ 989 | 656,516 | 656,516 | △ 31,420 | 642,599 | 642,599 | △ 13,917 | 629,149 | 629,149 | △ 13,450 |
| 52,903 | 52,903 | △ 7,735 | 54,772 | 54,772 | 1,869 | 57,416 | 57,416 | 0 | 57,416 | 57,416 | 0 | 57,416 | 57,416 | 0 |
| 5,325,317 | 5,325,317 | △ 17,620 | 5,210,400 | 5,210,400 | △ 114,917 | 4,616,285 | 4,616,285 | △ 258,703 | 4,588,185 | 4,588,185 | △ 28,100 | 4,542,132 | 4,542,132 | △ 46,053 |
| 1,852,663 | 198,776 | △ 49,993 | 1,538,820 | 47,139 | △ 151,637 | 1,492,355 | 11,186 | 0 | 1,530,481 | 11,186 | 0 | 1,492,136 | 11,186 | 0 |
| 1,685,381 | 1,076,602 | 915,318 | 1,808,016 | 1,219,327 | 137,468 | 77,073 | 0 | △ 815,753 | 77,038 | 0 | 0 | 77,013 | 0 | 0 |
| 430,700 | 0 | △ 8,820 | 624,800 | 0 | 0 | 458,800 | 0 | 0 | 639,500 | 0 | 0 | 683,900 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,099,749 | 356,426 | 8,135 | 837,865 | 257,258 | △ 99,168 | 791,248 | 331,295 | △ 12,730 | 777,109 | 323,071 | △ 8,224 | 763,770 | 310,952 | △ 12,119 |
| 11,314,634 | 7,877,945 | 791,708 | 10,941,605 | 7,655,828 | △ 227,374 | 8,149,693 | 5,672,698 | △ 1,118,606 | 8,312,328 | 5,622,457 | △ 50,241 | 8,245,516 | 5,550,835 | △ 71,622 |
| 歳　出　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　出　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　出　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　出　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 | 歳　出　額 | 一般財源 | 一般財源の前年度対比増減額 |
| 1,472,844 | 1,306,885 | 205,411 | 1,436,001 | 1,299,906 | △ 6,979 | 1,175,184 | 1,106,608 | △ 46,740 | 1,260,462 | 1,189,059 | 82,451 | 1,227,906 | 1,162,379 | △ 26,680 |
| 1,871,211 | 1,048,899 | 279,344 | 1,715,544 | 928,960 | △ 119,939 | 749,890 | 536,548 | 27,527 | 740,673 | 524,290 | △ 12,258 | 724,282 | 514,879 | △ 9,411 |
| 398,944 | 275,483 | 51,792 | 373,988 | 277,623 | 2,140 | 398,867 | 264,667 | 26,916 | 398,997 | 265,937 | 1,270 | 396,191 | 264,083 | △ 1,854 |
| 1,534,539 | 483,703 | △ 13,676 | 1,362,290 | 407,526 | △ 76,177 | 1,505,086 | 472,640 | 27,556 | 1,488,563 | 467,111 | △ 5,529 | 1,471,569 | 462,474 | △ 4,637 |
| 539,190 | 39,784 | △ 15,596 | 733,319 | 41,236 | 1,452 | 674,847 | 50,058 | 31,384 | 879,195 | 31,286 | △ 18,772 | 906,898 | 26,189 | △ 5,097 |
| 539,190 | 39,784 | △ 15,596 | 733,319 | 41,236 | 1,452 | 674,847 | 50,058 | 31,384 | 879,195 | 31,286 | △ 18,772 | 906,898 | 26,189 | △ 5,097 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3,603,364 | 3,412,767 | 34,805 | 3,714,502 | 3,535,429 | 122,662 | 1,062,444 | 982,401 | △ 2,593,813 | 1,038,450 | 962,608 | △ 19,793 | 987,639 | 911,737 | △ 50,871 |
| 2,558,450 | 2,547,447 | 6,162 | 2,558,449 | 2,553,700 | 6,253 | 0 | 0 | △ 2,553,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 675,848 | 562,900 | 80,469 | 648,889 | 541,839 | △ 21,061 | 836,869 | 747,136 | △ 1,473 | 828,530 | 738,941 | △ 8,195 | 827,734 | 738,289 | △ 652 |
| 1,218,694 | 747,524 | 278,511 | 957,072 | 623,309 | △ 129,472 | 1,746,506 | 1,512,640 | 1,410,037 | 1,677,458 | 1,443,225 | △ 69,415 | 1,703,297 | 1,470,805 | 27,580 |
| 11,314,634 | 7,877,945 | 901,060 | 10,941,605 | 7,655,828 | △ 227,374 | 8,149,693 | 5,672,698 | △ 1,118,606 | 8,312,328 | 5,622,457 | △ 50,241 | 8,245,516 | 5,550,835 | △ 71,622 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | △ 109,352 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |

⑵　特別会計（特別会計のうち法第２条第１号イロハに掲げる以外のもの）：変更前に同じ

⑶　一般会計等の実質収支：次のとおり変更する

（単位：千円）

| 区分＼年度 | | 計画初年度の前年度（平成20年度） | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | 平成22年度（第２年度） | 平成23年度（第３年度） | 平成24年度（第４年度） | 平成25年度（第５年度） | 平成26年度（第６年度） | 平成27年度（第７年度） | 平成28年度（第８年度） | 平成29年度（第９年度） | 平成30年度（第10年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入歳出差引額 | (A) | △ 32,173,140 | 456,142 | 526,450 | 588,586 | 645,363 | 653,696 | 678,604 | 879,739 | 902,227 | 285,292 | 85,182 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | (B) | 26,326 | 31,425 | 9,134 | 713 | 38,600 | 28 | 2,374 | 13,175 | 40 | 0 | 85 |
| 実質収支額(A)－(B) | (C) | △ 32,199,466 | 424,717 | 517,316 | 587,873 | 606,763 | 653,668 | 676,230 | 866,564 | 902,187 | 285,292 | 85,097 |
| (C)のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実質赤字比率（％） | | 703.60 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 参考<br>再生振替特例債を発行しなかった場合の実質赤字比率 | | 703.60 | 677.85 | 616.89 | 613.86 | 581.02 | 555.69 | 548.37 | 511.38 | 495.36 | 455.15 | 410.75 |

（単位：千円）

| 令和元年度（第11年度） | 令和２年度（第12年度） | 令和３年度（第13年度） | 令和４年度（第14年度） | 令和５年度（第15年度） | 令和６年度（第16年度） | 令和７年度（第17年度） | 令和８年度（第18年度） | 令和９年度（第19年度） | 令和10年度（第20年度） | 令和11年度（第21年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 576,134 | 482,564 | 802,439 | 330,881 | 35,182 | 109,352 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 238,332 | 156,856 | 3,683 | 34,470 | 11,866 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 576,124 | 244,232 | 645,583 | 327,198 | 712 | 97,486 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 358.77 | 294.64 | 233.93 | 187.76 | 138.89 | 87.82 | 51.12 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

２　連結実質収支：次のとおり変更する

（単位：千円）

| 区分＼年度 | | 計画初年度の前年度（平成20年度） | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | 平成22年度（第２年度） | 平成23年度（第３年度） | 平成24年度（第４年度） | 平成25年度（第５年度） | 平成26年度（第６年度） | 平成27年度（第７年度） | 平成28年度（第８年度） | 平成29年度（第９年度） | 平成30年度（第10年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴　一般会計等の実質収支 | (A) | 32,199,466 | △ 424,717 | △ 517,316 | △ 587,873 | △ 606,763 | △ 653,668 | △ 676,230 | △ 866,564 | △ 902,187 | △ 285,292 | △ 85,097 |
| ⑵　⑴及び⑶以外の特別会計の実質赤字額 | (B) | 24,475 | △ 82,180 | △ 57,583 | 0 | 0 | △ 81,162 | △ 7,393 | △ 13,082 | △ 74,544 | △ 42,485 | △ 96,151 |
| 国民健康保険事業会計 | | | | | | | | | | | | |
| 実質赤字額 | | 24,475 | △ 82,180 | △ 57,583 | 0 | 0 | △ 81,162 | △ 7,393 | △ 13,082 | △ 74,544 | △ 42,485 | △ 96,151 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (3) 公営企業会計の資金不足額 (C) | 100,507 | △ 15,137 | △ 57,118 | △ 46,215 | △ 57,138 | △ 45,841 | △ 41,104 | △ 82,127 | △ 197,601 | △ 233,452 | △ 274,781 | | |
| 水道事業会計（法適用企業） | | | | | | | | | | | | | |
| 資金不足額 | 0 | △ 15,137 | △ 57,118 | △ 46,215 | △ 57,138 | △ 45,841 | △ 41,104 | △ 82,127 | △ 197,601 | △ 233,452 | △ 274,781 | | |
| 下水道事業会計（法非適用企業） | | | | | | | | | | | | | |
| 資金不足額 | 100,507 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| (4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 (D) | 29,604 | 12,385 | 2,303 | 388 | 16,036 | 1,216 | 14,066 | 1,240 | 37,972 | 1,826 | 54,233 | | |
| 老人保健医療事業会計 | 29,403 | 12,188 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 介護保険事業会計 | 0 | 0 | 2,114 | 0 | 14,970 | 0 | 12,958 | 0 | 36,219 | 0 | 52,061 | | |
| 後期高齢者医療事業会計 | 201 | 197 | 189 | 388 | 1,066 | 1,216 | 1,108 | 1,240 | 1,753 | 1,826 | 2,172 | | |
| (5) 公営企業会計の資金剰余額 (E) | 809 | 1,048 | 1,589 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 市場事業会計 | 809 | 1,048 | 1,589 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E） (F) | 32,294,035 | △ 535,467 | △ 635,909 | △ 634,480 | △ 679,937 | △ 781,887 | △ 738,793 | △ 963,013 | △ 1,212,304 | △ 563,055 | △ 510,262 | | |
| 標準財政規模 (G) | 4,576,329 | 4,687,507 | 5,142,849 | 4,968,284 | 4,986,749 | 4,948,848 | 4,731,694 | 4,755,135 | 4,606,486 | 4,527,509 | 4,470,396 | | |
| 連結実質赤字比率 F／G (%) | 705.67 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | | |

（単位：千円）

| 区分＼年度 | 令和元年度（第11年度） | 令和２年度（第12年度） | 令和３年度（第13年度） | 令和４年度（第14年度） | 令和５年度（第15年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 一般会計等の実質収支 (A) | △ 576,124 | △ 244,232 | △ 645,583 | △ 327,198 | △ 712 |
| (2) (1)及び(3)以外の特別会計の実質赤字額 (B) | △ 53,740 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民健康保険事業会計 | | | | | |
| 実質赤字額 | △ 53,740 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 公営企業会計の資金不足額 (C) | △ 379,416 | △ 410,237 | △ 414,623 | △ 397,134 | △ 376,726 |
| 水道事業会計（法適用企業） | | | | | |
| 資金不足額 | △ 379,416 | △ 410,237 | △ 414,623 | △ 397,134 | △ 376,726 |
| 下水道事業会計（法適用企業） | | | | | |
| 資金不足額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 (D) | 32,892 | 2,160 | 49,477 | 98,281 | 78,203 |
| 老人保健医療事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険事業会計 | 30,813 | 0 | 46,869 | 97,376 | 75,970 |
| 後期高齢者医療事業会計 | 2,079 | 2,160 | 2,608 | 1,905 | 2,233 |
| (5) 公営企業会計の資金剰余額 (E) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市場事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E） (F) | △ 1,042,172 | △ 656,629 | △ 1,109,683 | △ 823,613 | △ 455,641 |
| 標準財政規模 (G) | 4,482,979 | 4,673,651 | 4,978,369 | 4,831,237 | 4,803,561 |
| 連結実質赤字比率 F／G (%) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

（単位：千円）

| 区分＼年度 | 令和６年度（第16年度） | 令和７年度（第17年度） | 令和８年度（第18年度） | 令和９年度（第19年度） | 令和10年度（第20年度） | 令和11年度（第21年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 一般会計等の実質収支 (A) | △ 97,486 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) (1)及び(3)以外の特別会計の実質赤字額 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民健康保険事業会計 | | | | | | |
| 実質赤字額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 公営企業会計の資金不足額 (C) | △ 377,557 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水道事業会計（法適用企業） | | | | | | |
| 資金不足額 | △ 360,313 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 下水道事業会計（法適用企業） | | | | | | |
| 資金不足額 | △ 17,244 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 (D) | 48,219 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 老人保健医療事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険事業会計 | 47,147 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 後期高齢者医療事業会計 | 1,072 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 公営企業会計の資金剰余額 (E) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市場事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E） (F) | △ 523,262 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 標準財政規模 (G) | 4,958,302 | 4,726,077 | 4,860,312 | 4,158,658 | 4,117,893 | 4,059,645 |
| 連結実質赤字比率 F／G (%) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

3　実質公債費比率：次のとおり変更する

（単位：千円）

| 区分＼年度 | 計画初年度の前年度（平成20年度） | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | 平成22年度（第２年度） | 平成23年度（第３年度） | 平成24年度（第４年度） | 平成25年度（第５年度） | 平成26年度（第６年度） | 平成27年度（第７年度） | 平成28年度（第８年度） | 平成29年度（第９年度） | 平成30年度（第10年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　地方債の元利償還金 | 2,058,218 | 1,590,811 | 2,299,746 | 2,046,422 | 1,996,152 | 3,993,298 | 3,953,339 | 3,746,089 | 3,730,177 | 3,314,621 | 3,397,639 |
| (2)　準元利償還金 | 746,779 | 716,442 | 1,244,634 | 613,880 | 273,915 | 269,766 | 262,554 | 250,954 | 242,828 | 233,306 | 221,889 |
| (3)　元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 | 498,151 | 417,705 | 484,299 | 435,539 | 403,609 | 376,308 | 375,533 | 298,263 | 288,536 | 288,104 | 313,542 |
| (4)　算入公債費及び算入準公債費の額 | 611,539 | 599,341 | 603,916 | 600,982 | 594,266 | 581,368 | 604,164 | 533,223 | 543,108 | 527,623 | 584,166 |
| (5)　標準財政規模 | 4,576,329 | 4,687,507 | 5,142,849 | 4,968,284 | 4,986,749 | 4,948,848 | 4,731,694 | 4,755,135 | 4,606,486 | 4,527,509 | 4,470,396 |

（単位：％）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (6)　実質公債費比率（単年度） | 42.8 | 31.6 | 54.1 | 37.2 | 29.0 | 75.6 | 78.4 | 74.9 | 77.3 | 68.3 | 70.0 |
| (7)　実質公債費比率（３か年の平均） | 42.1 | 36.8 | 42.8 | 40.9 | 40.0 | 47.2 | 61.0 | 76.3 | 76.8 | 73.5 | 71.8 |

（単位：千円）

| 令和元年度（第11年度） | 令和２年度（第12年度） | 令和３年度（第13年度） | 令和４年度（第14年度） | 令和５年度（第15年度） | 令和６年度（第16年度） | 令和７年度（第17年度） | 令和８年度（第18年度） | 令和９年度（第19年度） | 令和10年度（第20年度） | 令和11年度（第21年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3,407,651 | 3,432,375 | 3,495,433 | 3,511,619 | 3,466,119 | 3,595,281 | 3,601,883 | 3,714,502 | 1,062,444 | 1,038,450 | 987,639 |
| 284,930 | 280,390 | 277,100 | 289,600 | 275,355 | 245,655 | 248,980 | 248,787 | 248,407 | 248,281 | 248,132 |
| 321,061 | 306,574 | 294,716 | 261,198 | 258,236 | 249,116 | 323,133 | 253,476 | 242,866 | 237,719 | 231,407 |
| 596,859 | 638,705 | 690,669 | 703,316 | 661,874 | 727,848 | 731,390 | 764,185 | 674,427 | 640,066 | 589,192 |
| 4,482,979 | 4,673,651 | 4,978,369 | 4,831,237 | 4,803,561 | 4,958,302 | 4,726,077 | 4,860,312 | 4,158,658 | 4,117,893 | 4,059,645 |

（単位：％）

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 71.4 | 68.6 | 65.0 | 68.7 | 68.1 | 67.7 | 70.0 | 71.9 | 11.3 | 11.8 | 12.0 |
| 69.9 | 70.0 | 68.3 | 67.4 | 67.2 | 68.1 | 69.5 | 69.8 | 51.0 | 31.6 | 11.6 |

4　将来負担比率：次のとおり変更する

（単位：千円）

| 区分＼年度 | 計画初年度の前年度（平成20年度） | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | 平成22年度（第２年度） | 平成23年度（第３年度） | 平成24年度（第４年度） | 平成25年度（第５年度） | 平成26年度（第６年度） | 平成27年度（第７年度） | 平成28年度（第８年度） | 平成29年度（第９年度） | 平成30年度（第10年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　一般会計等に係る地方債の現在高 | 13,270,250 | 45,014,739 | 44,619,420 | 44,254,106 | 43,888,609 | 41,322,711 | 39,260,732 | 36,843,917 | 35,105,607 | 33,272,760 | 31,226,299 |
| (2)　債務負担行為に基づく支出予定額 | 5,151,858 | 4,299,046 | 2,847,855 | 2,076,963 | 1,661,577 | 1,246,191 | 830,805 | 415,419 | 0 | 0 | 0 |
| (3)　一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額 | 1,839,546 | 1,829,396 | 1,759,531 | 1,655,061 | 1,515,477 | 1,435,316 | 1,318,469 | 1,186,289 | 1,163,408 | 1,045,871 | 929,791 |
| (4)　組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 695,505 | 580,884 | 875,792 | 920,325 | 967,860 | 1,012,861 | 1,090,308 | 1,002,470 | 1,050,386 | 1,047,676 | 1,104,559 |
| (6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 | 1,627,314 | 1,351,926 | 1,098,469 | 779,583 | 293,830 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (7) 連結実質赤字額 | 32,294,035 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (9) 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額 | 272,617 | 265,787 | 1,208,339 | 2,853,400 | 4,698,299 | 4,578,508 | 4,606,710 | 4,590,165 | 4,598,070 | 5,897,104 | 7,200,030 |
| (10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 | 3,005,074 | 2,649,185 | 2,335,594 | 2,242,389 | 2,173,353 | 2,157,853 | 1,956,025 | 2,088,478 | 2,177,057 | 2,239,276 | 2,293,668 |
| (11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 5,449,187 | 5,552,232 | 5,783,431 | 5,661,001 | 5,606,245 | 5,577,773 | 6,037,625 | 6,066,914 | 6,396,552 | 6,579,313 | 6,659,350 |
| (12) 標準財政規模 | 4,576,329 | 4,687,507 | 5,142,849 | 4,968,284 | 4,986,749 | 4,948,848 | 4,731,694 | 4,755,135 | 4,606,486 | 4,527,509 | 4,470,396 |
| (13) 算入公債費及び算入準公債費の額 | 611,539 | 599,341 | 603,916 | 600,982 | 594,266 | 581,368 | 604,164 | 533,223 | 543,108 | 527,623 | 584,166 |

（単位：％）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (14) 将来負担比率 | 1,164.0 | 1,091.1 | 922.5 | 891.3 | 816.1 | 748.7 | 724.4 | 632.4 | 594.2 | 516.2 | 440.2 |

（単位：千円）

| 令和元年度（第11年度） | 令和２年度（第12年度） | 令和３年度（第13年度） | 令和４年度（第14年度） | 令和５年度（第15年度） | 令和６年度（第16年度） | 令和７年度（第17年度） | 令和８年度（第18年度） | 令和９年度（第19年度） | 令和10年度（第20年度） | 令和11年度（第21年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29,291,313 | 27,210,091 | 24,648,691 | 22,913,702 | 20,475,696 | 17,405,548 | 14,348,037 | 11,221,332 | 9,584,926 | 9,278,279 | 9,063,805 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,383,075 | 1,797,533 | 2,186,274 | 1,878,019 | 1,582,608 | 1,352,814 | 704,642 | 649,407 | 605,781 | 567,301 | 533,746 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,078,341 | 1,100,187 | 990,404 | 993,654 | 1,000,435 | 1,005,835 | 1,144,302 | 1,104,295 | 1,156,422 | 1,143,641 | 1,158,034 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7,171,316 | 7,499,011 | 7,383,123 | 7,820,135 | 7,833,639 | 7,564,004 | 5,196,620 | 4,525,701 | 2,265,134 | 3,606,107 | 4,974,832 |
| 2,278,048 | 2,147,256 | 2,020,472 | 1,884,117 | 1,743,242 | 1,626,550 | 2,468,371 | 2,417,110 | 2,361,721 | 2,301,461 | 2,231,373 |
| 6,768,518 | 6,901,239 | 6,670,840 | 6,968,190 | 6,366,872 | 6,150,998 | 3,059,106 | 2,583,418 | 2,365,427 | 2,326,411 | 2,348,453 |
| 4,482,979 | 4,673,651 | 4,978,369 | 4,831,237 | 4,803,561 | 4,958,302 | 4,726,077 | 4,860,312 | 4,158,658 | 4,117,893 | 4,059,645 |
| 596,859 | 638,705 | 690,669 | 703,316 | 661,874 | 727,848 | 803,422 | 764,185 | 674,427 | 640,066 | 589,192 |

（単位：％）

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 399.7 | 336.0 | 274.0 | 220.7 | 171.7 | 104.5 | 139.5 | 84.1 | 124.9 | 79.2 | 34.6 |

第６　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第７　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：次のとおり変更する

（単位：％）

| 健全化判断比率 ＼ 年度 | 計画初年度の前年度（平成20年度） | 財政再生計画を策定した年度（初年度） | 平成22年度（第２年度） | 平成23年度（第３年度） | 平成24年度（第４年度） | 平成25年度（第５年度） | 平成26年度（第６年度） | 平成27年度（第７年度） | 平成28年度（第８年度） | 平成29年度（第９年度） | 平成30年度（第10年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | 703.60<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(14.91) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) |
| 連結実質赤字比率 | 705.67<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(19.91) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) |
| 実質公債費比率 | 42.1<br>(25.0) | 36.8<br>(25.0) | 42.8<br>(25.0) | 40.9<br>(25.0) | 40.0<br>(25.0) | 47.2<br>(25.0) | 61.0<br>(25.0) | 76.3<br>(25.0) | 76.8<br>(25.0) | 73.5<br>(25.0) | 71.8<br>(25.0) |
| 将来負担比率 | 1,164.0<br>(350.0) | 1,091.1<br>(350.0) | 922.5<br>(350.0) | 891.3<br>(350.0) | 816.1<br>(350.0) | 748.7<br>(350.0) | 724.4<br>(350.0) | 632.4<br>(350.0) | 594.2<br>(350.0) | 516.2<br>(350.0) | 440.2<br>(350.0) |

（単位：％）

| 令和元年度（第11年度） | 令和２年度（第12年度） | 令和３年度（第13年度） | 令和４年度（第14年度） | 令和５年度（第15年度） | 令和６年度（第16年度） | 令和７年度（第17年度） | 令和８年度（第18年度） | 令和９年度（第19年度） | 令和10年度（第20年度） | 令和11年度（第21年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00<br>(15.00) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00<br>(20.00) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 69.9<br>(25.0) | 70.0<br>(25.0) | 68.3<br>(25.0) | 67.4<br>(25.0) | 67.2<br>(25.0) | 68.1<br>(25.0) | 69.5 | 69.8 | 51.0 | 31.6 | 11.6 |
| 399.7<br>(350.0) | 336.0<br>(350.0) | 274.0<br>(350.0) | 220.7<br>(350.0) | 171.7<br>(350.0) | 104.5<br>(350.0) | 139.5 | 84.1 | 124.9 | 79.2 | 34.6 |

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
【別紙１】
◆　計画本文
１　令和８年度第１次（３月）変更において、市役所庁舎整備に必要な経費を計画に追加する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第３　財政再生の基本方針」の内容＞
【変更前】
⑴徹底した財政再建に向けた取組
（略）
イ　歳出の削減
（略）
・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。
（略）
【変更後】
（略）
・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。また、コンパクトシティの推進を踏まえ、老朽化した市役所庁舎については市の中心部に移転改築する取組を進める。
（略）

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意（令和八年二月二日付け）

**○国土交通省告示第三百五十号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四項の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

| 水系名 | 河川名 | 区間 上流端 | 区間 下流端 | 基準地点 | 担当官署名 |
|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | |
| 十勝川水系 | 利別川 | （略） | （略） | （略） | 北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台 |
| | 途別川 | 左岸　北海道中川郡幕別町字千住七百二十番二地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端<br>右岸　北海道中川郡幕別町字千住七百十九番一地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端 | 十勝川への合流点 | 千住十二号橋 | |
| | 札内川 | ヌウナイ川の合流点 | 十勝川への合流点 | 第二大川橋 | |
| （略） | | | | | |

改正前

| 水系名 | 河川名 | 区間 上流端 | 区間 下流端 | 基準地点 | 担当官署名 |
|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | |
| 十勝川水系 | 利別川 | （略） | （略） | （略） | 北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台 |
| | （新規） | 左岸　北海道中川郡本別町本別百番の一地先<br>右岸　同町本別十一番の二地先 | 十勝川への合流点 | 東橋、利別 | |
| | （新規） | ヌウナイ川の合流点 | 十勝川への合流点 | 第二大川橋 | |
| （略） | | | | | |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第三百五十一号**

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第三項の規定に基づき、標準倉庫寄託約款（倉荷証券を発行しない普通倉庫業者が行う倉庫業に係るものに限る。）を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

標準倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）
第三章　在庫証明書（第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条―第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）
第六章　引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十三条―第三十七条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十八条―第四十八条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第四十九条―第五十二条）
特約条項（第一条―第十条）

## 第一章　総則

（本約款の適用）

**第一条**　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

**第二条**　当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

**第三条**　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

**第四条**　当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

２　当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

**第五条**　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

**第六条**　寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

２　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

**第七条**　寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

２　前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

**第八条**　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

## 第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

**第九条**　当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

二　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

三　当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

四　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

五　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

六　寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。

七　当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。

八　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

**第十条**　寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

一　貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格

二　危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨

三　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

五　貨物の寄託申込み当時の価額

六　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

七　その他必要な事項

２　前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。

３　当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

４　当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

**第十一条**　受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

**第十二条**　当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

２　前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。

３　当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

４　前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

（寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除）

**第十三条**　当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。

一　第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

二　前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。

三　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。

四　寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

２　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

３　当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

４　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

**第十四条**　当会社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

２　前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。

## 第三章　在庫証明書

**第十五条**　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

２　在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。

３　前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

## 第四章　受寄物の保管

（保管方法）

**第十六条**　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

２　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（面積建保管）

**第十七条**　当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

２　寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当会社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

（再寄託）

**第十八条**　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

**第十九条**　当会社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

２　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

３　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

**第二十条**　受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

３　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

**第二十一条**　寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

２　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

**第二十二条**　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

一　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

二　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

三　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

２　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当会社が催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。

３　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

**第二十三条**　寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

２　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。

４　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

## 第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

**第二十四条**　寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当会社に提出しなければならない。

２　前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）

**第二十五条**　当会社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

２　前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。

（出庫の一時拒絶）

**第二十六条**　当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

**第二十七条**　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止）

**第二十八条**　寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

２　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第六章　引取りのない受寄物の処置

（引取りの請求）

**第二十九条**　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

２　前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

**第三十条**　寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

２　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（競売）

**第三十一条**　当会社は、前条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に定める手続により競売することができる。

２　前項の規定により受寄物の競売をしたときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（任意売却）

**第三十二条**　当会社は、第三十条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

一　受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

二　受寄物が損敗するおそれがあるとき。

２　当会社は、過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。

３　当会社は、前二項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

## 第七章　受寄物の損害保険

（火災保険の付保）

**第三十三条**　当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために、受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。

２　受寄物の火災保険に関する事項は、全て当会社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第三十五条まで同じ。）と保険者との特約による。

３　当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

（火災保険金額及び一部出庫による減額）

**第三十四条**　当会社が前条第一項の規定により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

２　火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

（損害てん補額の決定）

**第三十五条**　寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。

２　前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があって保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。

（火災保険金の支払手続）

**第三十六条**　寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。

（告知義務違反等による損害の負担）

**第三十七条**　寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

## 第八章　受寄物の損害賠償

（責任の始期及び終期）

**第三十八条**　当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物の引渡しをしたときに終わる。

２　当会社は、受寄物の引渡しをした後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

（賠償事由及び挙証責任）

**第三十九条**　寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

２　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託物の責任）

**第四十条**　当会社は、第十八条の規定により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

（免責事項）

**第四十一条**　次に掲げる損害については、当会社は、その責任を負わない。

一　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、原子力事故、戦争、事変、暴動、サイバー攻撃、パンデミック、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害

二　第三十五条の規定により決定された損害てん補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付さなかった受寄物の火災による損害

三　寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

（内容不検査貨物に対する免責）

**第四十二条**　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他の当該受寄物に係る書面の記載内容との不一致については、責任を負わない。

（賠償額の算定）

**第四十三条**　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

2　前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

（損害受寄物に関する権利の取得）

**第四十四条**　当会社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

2　当会社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。

3　寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当会社に対して請求することができない。

（引渡しによる責任の消滅）

**第四十五条**　当会社は、寄託者（寄託者の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

**第四十六条**　寄託者は、第十条第四項の場合において、当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

**第四十七条**　寄託者が第十三条第二項により引き取るべき貨物の引取りが遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

**第四十八条**　当会社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は予約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

## 第九章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払い）

**第四十九条**　寄託者は、当会社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第二十条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。

2　寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。

一　第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

二　私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

三　自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。

四　支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。

五　事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。

六　合併によらないで解散したとき。

七　本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。

八　寄託物を全量出庫しようとするとき。

（延滞金）

**第五十条**　寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

**第五十一条**　当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

**第五十二条**　当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

## 特約条項

当会社は、保税蔵置場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

**第一条**　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

**第二条**　寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

一　保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。

二　外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。

三　外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。

四　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

2　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。

（保管期間）

**第三条**　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

**第四条**　寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

２　当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

３　当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

**第五条**　寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

**第六条**　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

２　前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

（収容解除手続）

**第七条**　寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

**第八条**　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

**第九条**　寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

（免責事項）

**第十条**　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

一　税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害

二　税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害

## ○国土交通省告示第三百五十二号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第三項の規定に基づき、標準冷蔵倉庫寄託約款（倉荷証券を発行しない冷蔵倉庫業者が行う倉庫業に係るものに限る。）を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）
第三章　在庫証明書（第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条―第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）
第六章　引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十三条―第三十八条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十九条―第四十九条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第五十条―第五十三条）
特約条項（第一条―第十条）

### 第一章　総則

（本約款の適用）

**第一条**　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

**第二条**　当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

**第三条**　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

**第四条**　当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

２　当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

**第五条**　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

**第六条**　寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

２　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

**第七条**　寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

２　前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

**第八条**　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

### 第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

**第九条**　当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

二　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

三　当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

四　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
五　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
六　寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。
七　当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。
八　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

**第十条**　寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。
一　貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格
二　貨物を保管するのに適切な保管室温度帯（倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）第十九条第二項第一号 $t_2$ の表に掲げる級をいう。）
三　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
四　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
五　保管方法を定めたときは、その旨
六　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
七　第十七条の容積建保管を行う場合にあっては、次に掲げる事項
　イ　容積
　ロ　期間
　ハ　当該区画に寄託する貨物の最大数量又は最大個数
八　その他必要な事項

2　前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。
3　当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
4　当会社は、寄託者が寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託者名義変更）

**第十一条**　当会社は、寄託者からの依頼により指定された受寄物について、指定された日に指定された者（以下この条において「新寄託者」という。）へ寄託者の名義を変更することができる。ただし、当該寄託者及び新寄託者に対する当会社の評価によっては、この依頼を引受けしない場合がある。
2　寄託者が名義変更依頼をする場合は、次に掲げる事項を記載した依頼書面を提出しなければならない。また、この他の手続については、当会社の定める方法により行う。
一　名義変更指定日
二　新寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
三　保管料及び諸掛りの負担区分
四　新寄託者の保管料負担開始日（起算日）
3　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。
4　名義変更指定日（営業開始時刻）をもって名義変更手続完了とし、これ以降は当該手続の変更及び取消しはできない。

（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

**第十二条**　当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。
2　前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。
3　当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。
4　前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

（寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除）

**第十三条**　当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。
一　第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
二　前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。
三　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
四　寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
2　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
3　当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
4　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

**第十四条**　当会社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。
2　前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。

## 第三章　在庫証明書

**第十五条**　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。
2　在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。
3　前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

## 第四章　受寄物の保管

（保管方法）

**第十六条**　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。
2　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（容積建保管）

**第十七条**　当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、受寄物を限定し、冷蔵室の全部又は一部を区画して当該寄託者のために容積建保管をすることができる。
2　寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当会社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

（再寄託）

**第十八条**　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

**第十九条**　当会社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、保管室温度帯、貨物の品名と単量、荷造りの種類及び記号・規格又はそれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

２　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

３　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

**第二十条**　受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

３　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

**第二十一条**　寄託者は、寄託者が寄託価額を申し出た場合において、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

２　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

**第二十二条**　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

一　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

二　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

三　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

２　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当会社が催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。

３　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

**第二十三条**　寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

２　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。

４　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

## 第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

**第二十四条**　寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当会社に提出しなければならない。

２　前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）

**第二十五条**　当会社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

２　前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。

（出庫の一時拒絶）

**第二十六条**　当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

**第二十七条**　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止）

**第二十八条**　寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

２　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第六章　引取りのない受寄物の処置

（引取りの請求）

**第二十九条**　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

２　前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

**第三十条**　寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

２　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（競売）

**第三十一条**　当会社は、前条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に定める手続により競売することができる。

２　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（任意売却）

**第三十二条**　当会社は、第三十条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

一　受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

二　受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2　当会社は、過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。

3　当会社は、前二項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

## 第七章　受寄物の損害保険

（火災保険の付保）

**第三十三条**　当会社は、受寄物について、寄託者がその寄託価額を明示し、火災保険を締結することを委託したときは、寄託者のために、受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。

2　前項による受寄物の火災保険によりてん補されるべき損害は、反対の意思がない限り火災による冷凍若しくは冷蔵装置又は設備の破壊変調のために生じた損害以外の火災による損害とし、その他受寄物の火災保険に関する事項は、全て当会社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第三十六条まで同じ。）と保険者との特約による。

3　当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

（火災保険料の負担）

**第三十四条**　当会社が前条の規定により受寄物を火災保険に付した場合には、寄託者は、その火災保険料及び火災保険の締結に要した費用を当会社に支払わなければならない。

（火災保険金額及び一部出庫による減額）

**第三十五条**　当会社が第三十三条第一項の規定により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2　火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

（損害てん補額の決定）

**第三十六条**　寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。

2　前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があって保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。

（火災保険金の支払手続）

**第三十七条**　寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。

（告知義務違反等による損害の負担）

**第三十八条**　寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

## 第八章　受寄物の損害賠償

（責任の始期及び終期）

**第三十九条**　当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物の引渡しをしたときに終わる。

2　当会社は、受寄物の引渡しをした後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

（賠償事由及び挙証責任）

**第四十条**　寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託物の責任）

**第四十一条**　当会社は、第十八条の規定により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

（免責事項）

**第四十二条**　次に掲げる損害については、当会社は、その責任を負わない。

一　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害

二　不可抗力による火災によって生じた損害

三　寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

（内容不検査貨物に対する免責）

**第四十三条**　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他の当該受寄物に係る書面の記載内容との不一致については、責任を負わない。

（賠償額の算定）

**第四十四条**　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

2　前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

（損害受寄物に関する権利の取得）

**第四十五条**　当会社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

2　当会社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。

3　寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当会社に対して請求することができない。

（引渡しによる責任の消滅）

**第四十六条**　当会社は、寄託者（寄託者の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

**第四十七条**　寄託者は、第十条第四項の場合において、当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

**第四十八条**　寄託者が第十三条第二項により引き取るべき貨物の引取りが遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

**第四十九条**　当会社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は予約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

## 第九章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払い）

**第五十条**　寄託者は、当会社が国土交通大臣に届け出た冷蔵倉庫保管料及び冷蔵倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第二十条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。

2　寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。

一　第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

二　私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

三　自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。

四　支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。

五　事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。

六　合併によらないで解散したとき。

七　本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。

八　寄託物を全量出庫しようとするとき。

（延滞金）

**第五十一条**　寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

**第五十二条**　当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

**第五十三条**　当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

## 特　約　条　項

当会社は、保税蔵置場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定によるほか、冷蔵倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

**第一条**　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

**第二条**　寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

一　保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。

二　外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。

三　外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。

四　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

2　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。

（保管期間）

**第三条**　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

**第四条**　寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2　当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

3　当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

**第五条**　寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

**第六条**　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

2　前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

（収容解除手続）

**第七条**　寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

**第八条**　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

**第九条**　寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

（免責事項）

**第十条**　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

一　税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害

二　税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、令和八年一月十三日総社員同意で解散。債権者は、掲載翌日から二箇月以内に申出下さい。期間内申出がないときは清算から除斥。

令和八年三月十日

北海道江別市大麻桜木町二〇番地の二

More Life合同会社

清算人　今井　淳平

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

北海道上川郡美瑛町字美瑛原野一一〇二番地八三

株式会社丘のさんぽ道

代表清算人　浦　薫

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

札幌市南区澄川四条四丁目一一番二七号

株式会社中谷鶏卵店

代表清算人　中谷　薫

**解散公告**

当社は、令和七年十二月二十七日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

宮城県石巻市相野谷字本屋敷二番地

オーエス商事株式会社

代表清算人　境　俊一

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

宮城県多賀城市城南二丁目二〇番二五号

有限会社アベキン

清算人　阿部　均

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

埼玉県三郷市天神一丁目一四三番地一

株式会社ユー

代表清算人　千代田章宏

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目一八番三六―四一四号

有限会社マルイ

清算人　川村　潤人

**解散公告**

当社は、令和八年一月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷二五四番地一五

T23合同会社

代表清算人

スーマン　モンティロ　フィリップ

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

埼玉県川口市大字伊刈七二番地一

株式会社エフスタイル

代表清算人　矢作　充弘

**解散公告**

当社は、令和八年二月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

埼玉県川口市戸塚三―二九―一〇―三一一

コスモ川口けやき通り三一一号室

合同会社Re―Visionary

代表清算人　原　瑞樹

**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

千葉県柏市南増尾七丁目一二番四六号―一

株式会社阿吽

代表清算人　楢原悠太郎

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

千葉県白井市根一九〇一―二〇

合同会社コネクションマインド

清算人　佐藤　真吾

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区東麻布二丁目一五番三号

株式会社デコルテ

代表清算人　立石　恒子

**解散公告**

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都新宿区山吹町三三七番地

株式会社ココロ

代表清算人　三澤　直人

**解散公告**

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都新宿区百人町四丁目九番七号新宿ユーエストビル八階

特定非営利活動法人未来デザイン会議

清算人　石塚　勝敏

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社フル・ハウス2

清算人　野坂　照光

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社フル・ハウス3

清算人　野坂　照光

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都豊島区巣鴨五丁目一五番八―六〇一号

有限会社エムアンドエイインターナショナル

清算人　安達　繁子

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都板橋区小豆沢四丁目二七番一一―四一九、四二〇号室　神麒国際株式会社

代表清算人　李　斌

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一八号

株式会社ＳＴＡＧＥ

代表清算人　井上　裕介

**解散公告**

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都品川区戸越二丁目五番九号

合同会社Ｏｈａｎａ

清算人　鈴木　雅勝

**解散公告**

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番三三号

Ｐｏｌａｒ西新宿五階

株式会社ティーアールテクノロジーズ

代表清算人　山田　拓矢

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都世田谷区奥沢五丁目三七番九号

株式会社ジップス

代表清算人　伊豆原康史

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都台東区寿三丁目九番三号

Ｎｏｃｏｄｅ　Ｆａｃｔｏｒｙ合同会社

清算人　グレイル　フィリップ

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都中央区勝どき四丁目六番一―一〇二四号

株式会社Ｋクリエイト

代表清算人　中山　佳子

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号新槇町ビル別館第一　一階

ハッピーアドバンス合同会社

清算人　廣田　輝幸

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

ＴａｋａＨｕｍａｎ株式会社

代表清算人　高橋ダニエル圭

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都練馬区光が丘五丁目六番二―一〇二号

有限会社エムワンデザイン

代表清算人　松本　一

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都世田谷区代沢四―四二―一五

Zen Pacific株式会社

代表清算人　ワインバーガー文恵

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社マエノメフルピープルズ

代表清算人　渡邉　宏輔

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都武蔵野市西久保二丁目一七番一〇号

株式会社カトラリー

代表清算人　田村　洋佑

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都品川区大井五丁目一三番一二号

ヤマト産業精機株式会社

代表清算人　福島　正子

**解散公告**

当会社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区南青山三丁目八番三九号

有限会社ゼフィルス

清算人　梅田　文康

**解散公告**

当法人は、令和八年二月二十七日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・テン一般社団法人

代表清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当法人は、令和八年二月二十七日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイブ一般社団法人

代表清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当法人は、令和八年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・シックス一般社団法人　代表清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当法人は、令和八年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ワン一般社団法人　代表清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当社は、令和八年二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴一八九八番地

真鶴生コンクリート株式会社

代表清算人　佐野　茂樹

**解散公告**

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

横浜市神奈川区西神奈川一―六―一サクラピアビル五階

株式会社旅パラ

代表清算人　藤井　豊巳

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

横浜市西区北幸一丁目一一番一号水信ビル七階

株式会社エスケーアソシエーツ

代表清算人　渡邊　聖之

**解散公告**

当社は、令和八年一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六―二三金子第2ビル六F六五〇号室

ＡＥＣ株式会社

代表清算人　アーサー・ロバート・トーマス・デビット

**解散公告**

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

新潟県新潟市西区五十嵐二の町八七二五番地二　コーポ若竹二〇六

ＮＰＯ法人身寄りなし問題研究会

清算人　永野慎太郎

**解散公告**

当組合は、令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

新潟県新潟市秋葉区小須戸五〇一一番地

新潟ブロードバンドテレビ有限責任事業組合

清算人　加藤　政明

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

石川県金沢市無量寺町ハ六一番地一

日本カーター有限会社

清算人　玉田　善明

**解散公告**

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

福井県大飯郡高浜町鐘寄一二号一三番地

有限会社ラ・プラージュ

代表清算人　山本由季子

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

山梨県上野原市上野原三二八四番地

富田梱包有限会社

代表清算人　富田　裕久

**解散公告**

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉一九三番地九三野村別荘地Ｂ一七

ジュラル・インベストメンツ株式会社

代表清算人　上原　美光

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

静岡県沼津市高島町八番一三―一三〇二号

株式会社アルファ

代表清算人　小野　**茂**

**解散公告**

当社は、令和八年二月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

愛知県名古屋市千種区新西一丁目四番一〇号―一

ＳＡＮＫＹＯ合同会社

代表清算人　兪　海燕

**解散公告**

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

愛知県豊橋市大村町字下河原一五番地

株式会社愛知県警察犬協力会

代表清算人　住田　鋼治

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

愛知県名古屋市東区泉二丁目二八番二四号

東和高岳ビル八Ｆ

ＳＤ　Ｉｍｐｅｘ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　ムハマド　アミルディン　ビン　アブドル　ワハブ

**解散公告**

当社は、平成十八年二月七日有限責任社員全員の退社により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

名古屋市西区南堀越一丁目一番五号

合資会社押切モータース

清算人　村井　賢介

**解散公告**

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

三重県亀山市関町新所二〇九九番地

近藤建材株式会社

代表清算人　近藤　誠

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市中京区烏丸通六角下る七観音町六二九番地一

株式会社ＮＥＸＴ　ＧＥＮＥＲＡＴＩＯＮ

代表清算人　吉村　二郎

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市南区久世築山町三六三番地の一

株式会社ニシガミ

代表清算人　上野　篤雄

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市伏見区深草勧進橋町五〇―二〇

合同会社ムゲンサル

清算人　楊　徳睿

**解散公告**

当法人は、令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市山科区音羽西林一番地

特定非営利活動法人おこしやすやましな協議会

清算人　川中　長治

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪市中央区今橋四丁目三番二二号

株式会社日本医療通訳サービス

代表清算人　大倉　輝久

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪市東成区深江南二丁目五番六号

有限会社イナズミ

清算人　辰巳　和睦

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪市都島区内代町一丁目六―二四―二〇二

森生株式会社

代表清算人　リュウモセイ

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪府堺市北区百舌鳥本町三丁一番七号

ダイクス建設株式会社

代表清算人　吉田　美栄

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪市西成区梅南三丁目六―二二　グラン　ソシエ花園Ⅱ一階店舗

澄株式会社

代表清算人　黄　鈺智

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により令和八年二月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

大阪市西区阿波座一丁目二番一〇号

本町岡村ビル八階

一般社団法人エコフィット

代表清算人　伊葉　辰巳

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

兵庫県尼崎市富松町一丁目三番二一―二〇九号

株式会社メルティングポット

代表清算人　田中　哲人

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

兵庫県尼崎市富松町一丁目三番二一―二〇九号　株式会社ＭＰインターナショナル

代表清算人　田中　哲人

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県三次市南畑敷町四八四番地

三次フードセンター株式会社

代表清算人　三田　武志

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県三次市南畑敷町四八七番地の一

三次土地建物株式会社

代表清算人　三田　武志

**解散公告**

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県庄原市西本町二丁目一番四〇号

株式会社三次フードセンター庄原店

代表清算人　三田　武志

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

徳島県三好郡東みよし町中庄一二三三番地

株式会社ホンダカーズ三好

代表清算人　加藤　寧一

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

福岡県三潴郡大木町大字上木佐木五一番地一

有限会社テックＡ・Ｃ・Ｓ

清算人　古澤　芳子

**解散公告**

当社は、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本県熊本市東区山ノ神二丁目一四―五

精美加株式会社

代表清算人　赤城　純子

**解散公告**

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本市中央区帯山一丁目二一番五〇号

有限会社エトウ地所

清算人　江藤　弘文

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

鹿児島市易居町一番地二号　鹿児島市役所

みなと大通り別館六Ｆ八号室

株式会社ＯＡＳＹＳ鹿児島

代表清算人　徳重　剛

**解散公告**

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

沖縄県沖縄市泡瀬二丁目一一番八号一Ｆ

株式会社ファニープラニング

代表清算人　下地　啓太

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

岩手県一関市厳美町字若井原一三一番地一

農事組合法人本寺ブルーベリー生産組合

清算人　槻山　隆

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階

医療法人社団親切堂成広医院

清算人　成廣　朗

**解散公告（第一回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五八番地蝶花ビル四階　医療法人社団仁瑛会

清算人　林　博之

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

香川県高松市中新町一一番地八

医療法人晴明会

清算人　市川　理恵

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年二月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島市中区舟入南二丁目一番一号

医療法人寿盛会

清算人　林原　久盛

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年二月四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本県山鹿市菊鹿町太田三〇二番地

西教寺

清算人　菊堂映理子

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和七年十二月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

福岡県大野城市牛頸三丁目二番五号

医療法人健修会

清算人　久冨　圭子

**第十三期決算公告**

令和三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 負債及び正味財産の部 | 五、八一六、八四四 |
| 負債の部計 | 四、四三五、四〇六 |
| 正味財産の部計 | 一、三八一、四三八 |
| 負債及び正味財産の部計 | 五、八一六、八四四 |

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　大矢　希

**第十四期決算公告**

令和四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 負債及び正味財産の部 | 二、五一六、七一八 |
| 負債の部計 | 二、〇二八、二二五 |
| 正味財産の部計 | 四八八、四九三 |
| 負債及び正味財産の部計 | 二、五一六、七一八 |

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　安藝　森央

**第十五期決算公告**

令和五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 負債及び正味財産の部 | 三、〇六〇、七三二 |
| 負債の部計 | 三、九三七、〇八一 |
| 正味財産の部計 | △八七六、三四九 |
| 負債及び正味財産の部計 | 三、〇六〇、七三二 |

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　入來　晃久

**第十六期決算公告**

令和六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 負債及び正味財産の部 | 三、五三七、〇〇五 |
| 負債の部計 | 四、五二七、五六二 |
| 正味財産の部計 | △九九〇、五五七 |
| 負債及び正味財産の部計 | 三、五三七、〇〇五 |

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　入來　晃久

**第十七期決算公告**

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 負債及び正味財産の部 | 五、〇四九、八〇〇 |
| 正味財産の部計 | △五二四、一五七 |
| 負債及び正味財産の部計 | 四、五二五、六四三 |

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　宮野　史也

**第46期決算公告**　2026年２月13日

北海道上川郡和寒町字朝日143番地５

**北日本床土株式会社**

代表取締役　土屋　勝

**貸借対照表の要旨**（2025年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 608,598 |
| | 固定資産 | 268,872 |
| | **資産合計** | **877,471** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 80,051 |
| | （賞与引当金） | (1,128) |
| | 固定負債 | 893 |
| | 株主資本 | 788,802 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 778,802 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 776,302 |
| | （うち当期純利益） | (58,759) |
| | 評価・換算差額等 | 7,724 |
| | **負債・純資産合計** | **877,471** |

## 第５期決算公告

令和８年３月10日
東京都千代田区大手町一丁目５番１号大手町ファーストスクエアイーストタワー４階
**ＯｎＢｏａｒｄ株式会社**
代表取締役　越　　直美

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 40,097 |
| | 固定資産 | 8,609 |
| | **資産合計** | **48,707** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 17,984 |
| | 固定負債 | 6,000 |
| | 株主資本 | 24,722 |
| | 資本金 | 8,000 |
| | 利益剰余金 | 16,722 |
| | その他利益剰余金 | 16,722 |
| | （うち当期純利益） | (13,300) |
| | **負債・純資産合計** | **48,707** |

## 第 44 期 決 算 公 告

令和８年３月10日

神奈川県横浜市中区桜木町１―１―８

**日本マレーシア・エル・エヌ・ジー株式会社**

代表取締役会長

エズハル・ヤジド・ビン・マット・ジャーファー

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 124,761 | 流動負債 | 80,212 |
| 固定資産 | 28,154 | 固定負債 | 17,827 |
| | | 株主資本 | 54,876 |
| | | 資本金 | 30,000 |
| | | 利益剰余金 | 24,876 |
| | | 利益準備金 | 7,500 |
| | | その他利益剰余金 | 17,376 |
| | | （うち当期純利益） | (8,265) |
| **資産合計** | **152,915** | **負債・純資産合計** | **152,915** |

## 第 24 期 決 算 公 告

令和８年２月25日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
**ディー・ティー・シー・ワン特定目的会社**
取締役　松澤　和浩

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 特定資産 | 399,522 |
| | その他の資産 | 45,318 |
| | 資産合計 | 444,841 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 26,820 |
| | 固定負債 | 496,651 |
| | 負債合計 | 523,471 |
| | 社員資本 | △78,630 |
| | 特定資本金 | 100 |
| | 剰余金 | △78,730 |
| | （うち当期純損失） | (12,035) |
| | 純資産合計 | △78,630 |
| | 負債・純資産合計 | 444,841 |

## 第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月10日
東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
**日本ラドウェア株式会社**
代表取締役　ギル・ギヴォリー

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 358,699 |
| | 固定資産 | 3,630 |
| | 合計 | 362,329 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 22,348 |
| | （その他の引当金） | (3,430) |
| | 固定負債 | 18,760 |
| | （退職給付引当金） | (18,760) |
| | 株主資本 | 321,220 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 221,220 |
| | その他利益剰余金 | 221,220 |
| | （うち当期純利益） | (27,299) |
| | 合計 | 362,329 |

## 第 2 期 決 算 公 告

令和８年３月10日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
**ＡＣＴソリューションズジャパン株式会社**
代表取締役　佐藤　昌利

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 130,503,398 |
| | 固定資産 | 2,480,720 |
| | 資産合計 | 132,984,118 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 145,363,758 |
| | 有給休暇引当金 | 1,109,692 |
| | 株主資本 | △12,379,640 |
| | 資本金 | 10,000,001 |
| | 利益剰余金 | △22,379,641 |
| | その他利益剰余金 | △22,379,641 |
| | （うち当期純損失） | (16,573,978) |
| | 負債・純資産合計 | 132,984,118 |

## 第 30 期 決 算 公 告

令和８年１月20日
新潟県佐渡市新穂大野1192番地７
**松田設備工業株式会社**
代表取締役　松田　正彦

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 359,490 |
| | 固定資産 | 104,646 |
| | 合計 | 464,136 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 45,721 |
| | 固定負債 | 2,200 |
| | 株主資本 | 416,215 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 406,215 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 403,715 |
| | （うち当期純利益） | (16,693) |
| | 合計 | 464,136 |

## 第 22 期決算公告　令和８年３月10日

東京都千代田区九段南二丁目３番14号
**株式会社ＣＣＧ　ＳＥＥ**
代表取締役　宮城　直士

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 316,865 |
| | 固定資産 | 6,775 |
| | 合計 | 323,641 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 198,248 |
| | （うち賞与引当金） | (10,386) |
| | 株主資本 | 125,393 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 95,393 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 92,893 |
| | （うち当期純利益） | (114,606) |
| | 合計 | 323,641 |

## 第８期決算公告　令和８年３月10日

東京都豊島区北大塚二丁目33番20号
**株式会社ＥｘｔｒａＢｏｌｄ**
**貸借対照表の要旨**（令和７年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 88,976 |
| | 固定資産 | 59,718 |
| | 繰延資産 | 404 |
| | 合計 | 149,100 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 56,418 |
| | 固定負債 | 43,136 |
| | 株主資本 | 49,545 |
| | 資本金 | 119,980 |
| | 資本剰余金 | 524,406 |
| | 資本準備金 | 524,406 |
| | 利益剰余金 | △594,840 |
| | その他利益剰余金 | △594,840 |
| | （うち当期純損失） | (85,010) |
| | 新株予約権 | 0 |
| | 合計 | 149,100 |

## 第 10 期 決 算 公 告

令和８年３月10日
名古屋市中川区尾頭橋四丁目13番７号
**株式会社ローカスロジック**
代表取締役　二村　幸孝

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 24,390,801 |
| | 固定資産 | 240,552 |
| | 合計 | 24,631,353 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 2,203,968 |
| | 株主資本 | 22,427,385 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | 19,427,385 |
| | その他利益剰余金 | 19,427,385 |
| | （うち当期純利益） | (80,376) |
| | 合計 | 24,631,353 |

## 第 13 期 決 算 公 告

令和８年３月10日
愛知県名古屋市中区栄五丁目13番地21号
**ディープラス株式会社**
代表取締役　苅谷　大作

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,070,071 |
| | 固定資産 | 1,174,959 |
| | 繰延資産 | 805 |
| | 合計 | 3,245,836 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,855,337 |
| | 固定負債 | 1,297,780 |
| | 株主資本 | 92,719 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 82,719 |
| | その他利益剰余金 | 82,719 |
| | （うち当期純利益） | (92,016) |
| | 合計 | 3,245,836 |

## 令和６年度決算公告

令和８年３月10日
愛知県刈谷市東境町唐池44番地
**株式会社今村興産**
代表取締役　今村　　順

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 55 |
| | 固定資産 | 702 |
| | 繰延資産 | 4 |
| | 合計 | 761 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 12 |
| | 固定負債 | 217 |
| | 株主資本 | 531 |
| | 資本金 | 3 |
| | 利益剰余金 | 528 |
| | 利益準備金 | 1 |
| | その他利益剰余金 | 527 |
| | （うち当期純利益） | (7) |
| | 合計 | 761 |

## 第６期決算公告　令和８年３月10日

大阪市中央区南本町一丁目８番14号
**株式会社ＣＣＧ　ＭＡＮＡＢＩ**
代表取締役　田中　　悠

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 269,189 |
| | 固定資産 | 800 |
| | 合計 | 269,989 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 69,321 |
| | （うち賞与引当金） | (8,642) |
| | 固定負債 | 6,437 |
| | 退職給付引当金 | 6,437 |
| | 株主資本 | 194,231 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 184,231 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 181,731 |
| | （うち当期純利益） | (21,938) |
| | 合計 | 269,989 |

## 第６期決算公告　令和８年３月10日

大阪市中央区南本町一丁目８番14号
**株式会社ＣＣＧ　Ｃ．ＲＥＰ**
代表取締役　田中　　悠

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 348,075 |
| | 固定資産 | 1,499 |
| | 合計 | 349,574 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 122,141 |
| | （うち賞与引当金） | (13,613) |
| | 固定負債 | 12,194 |
| | 退職給付引当金 | 12,194 |
| | 株主資本 | 215,238 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 195,238 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 190,238 |
| | （うち当期純利益） | (67,504) |
| | 合計 | 349,574 |

## 第 81 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪市西区立売堀５丁目８番17号
**大徳機工株式会社**
代表取締役　横山　欽一

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,523,442 |
| | 固定資産 | 59,448 |
| | 合計 | 2,582,890 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 477,662 |
| | 株主資本 | 2,105,228 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 2,085,228 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 2,080,228 |
| | （うち当期純利益） | (148,657) |
| | 合計 | 2,582,890 |

## 第47期決算公告

2026年３月10日
香川県丸亀市垂水町５番地４
**シコク環境ビジネス株式会社**
代表取締役社長　吉田　歩

**貸借対照表の要旨**（2025年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 600 |
| | 固定資産 | 870 |
| | 合計 | 1,471 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 221 |
| | 固定負債 | 83 |
| | 株主資本 | 1,077 |
| | 資本金 | 20 |
| | 利益剰余金 | 1,057 |
| | 利益準備金 | 5 |
| | その他利益剰余金 | 1,052 |
| | （うち当期純利益） | （75） |
| | 評価・換算差額等 | 88 |
| | 合計 | 1,471 |

## 第44期決算公告

令和８年２月17日
島根県松江市袖師町９番32号
**ミドリ安全山陰株式会社**
代表取締役　網谷　匡史

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月20日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 362,891 |
| | 固定資産 | 2,843 |
| | 資産合計 | 365,734 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 308,657 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 57,076 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 47,076 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 44,576 |
| | （うち当期純利益） | （44,209） |
| | 負債・純資産合計 | 365,734 |

## 第６期決算公告

令和８年３月10日
大阪市中央区南本町一丁目８番14号
**株式会社CCG　ENTERTAINMENT**
代表取締役　田中　悠

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 339,840 |
| | 固定資産 | 3,778 |
| | 合計 | 343,619 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 182,131 |
| | （うち賞与引当金） | （16,935） |
| | 固定負債 | 3,385 |
| | 退職給付引当金 | 3,385 |
| | 株主資本 | 158,102 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 148,102 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 145,602 |
| | （うち当期純利益） | （82,991） |
| | 合計 | 343,619 |

## 第12期決算公告

令和８年３月10日
東京都千代田区九段北一丁目３番５号
**株式会社ＣＣＧ　ＳＴＡＧＧ**
代表取締役　内田　雄介

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 229,383 | 流動負債 | 95,436 |
| 固定資産 | 8,029 | （うち賞与引当金） | （8,347） |
| | | 固定負債 | 3,185 |
| | | 退職給付引当金 | 3,185 |
| | | 株主資本 | 138,791 |
| | | 資本金 | 40,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,980 |
| | | その他資本剰余金 | 1,980 |
| | | 利益剰余金 | 96,811 |
| | | 利益準備金 | 10,000 |
| | | その他利益剰余金 | 86,811 |
| | | （うち当期純利益） | （25,552） |
| 資産合計 | 237,412 | 負債・純資産合計 | 237,412 |

## 第63期決算公告

令和８年３月10日　東京都千代田区紀尾井町４番１号
**株式会社クレアリア**
代表取締役　竹田　俊之

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 452,706 | 流動負債 | 69,595 |
| 固定資産 | 1,228,600 | 賞与引当金 | 5,361 |
| | | 役員賞与引当金 | 1,040 |
| | | 受注損失引当金 | 71 |
| | | 固定負債 | 0 |
| | | 株主資本 | 1,611,710 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 248,000 |
| | | （資本準備金） | （126,000） |
| | | 利益剰余金 | 1,265,625 |
| | | （利益準備金） | （55,500） |
| | | （うち当期純利益） | （52,481） |
| | | 自己株式 | △1,915 |
| 資産合計 | 1,681,306 | 負債・純資産合計 | 1,681,306 |

## 第88期決算公告

令和８年３月10日
京都市南区上鳥羽鴨田町６番地
**株式会社カシフジ**
代表取締役　樫藤　達郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 10,857,251 | 流動負債 | 2,237,463 |
| 固定資産 | 3,602,522 | 固定負債 | 305,011 |
| | | 株主資本 | 11,917,298 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 14,780 |
| | | 資本準備金 | 10,068 |
| | | その他資本剰余金 | 4,712 |
| | | 利益剰余金 | 11,818,188 |
| | | 利益準備金 | 25,000 |
| | | その他利益剰余金 | 11,793,188 |
| | | （うち当期純利益） | （549,511） |
| | | 自己株式 | △15,670 |
| 資産合計 | 14,459,774 | 負債・純資産合計 | 14,459,774 |

## 第66期決算公告

令和８年３月10日
福井市春日三丁目620番地
**河和田屋印刷株式会社**
代表取締役　佐々木慎一

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 107,537 | 流動負債 | 278,379 |
| 固定資産 | 618,263 | 固定負債 | 330,056 |
| | | 株主資本 | 117,365 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 50,000 |
| | | 資本準備金 | 40,000 |
| | | その他資本剰余金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 57,365 |
| | | 利益準備金 | 12,500 |
| | | その他利益剰余金 | 44,865 |
| | | （うち当期純利益） | （359） |
| 資産合計 | 725,800 | 負債・純資産合計 | 725,800 |

## 第16期決算公告

令和８年３月10日
京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51
**Ｈａｐｐｙ　Ｅｌｅｍｅｎｔｓ株式会社**
代表取締役　新井　元基

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 11,531 | 流動負債 | 2,143 |
| 固定資産 | 27,008 | 固定負債 | 214 |
| | | 株主資本 | 36,128 |
| | | 資本金 | 50 |
| | | 資本剰余金 | 996 |
| | | 資本準備金 | 45 |
| | | その他資本剰余金 | 951 |
| | | 利益剰余金 | 35,082 |
| | | その他利益剰余金 | 35,082 |
| | | （うち当期純利益） | （3,118） |
| | | その他有価証券評価差額金 | 55 |
| 資産合計 | 38,539 | 負債・純資産合計 | 38,539 |

## 第23期決算公告

令和８年３月10日
大阪市中央区南本町一丁目８番14号
**株式会社ＣＣＧ　ＴＯ**
代表取締役　宮城　直士

**貸借対照表の要旨**
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 169,086 | 流動負債 | 59,120 |
| 固定資産 | 4,932 | （うち賞与引当金） | （6,507） |
| | | 固定負債 | 4,075 |
| | | 退職給付引当金 | 4,075 |
| | | 株主資本 | 110,823 |
| | | 資本金 | 30,000 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 70,823 |
| | | その他利益剰余金 | 70,823 |
| | | （うち当期純利益） | （15,494） |
| 資産合計 | 174,019 | 負債・純資産合計 | 174,019 |

## 決算公告

令和８年３月10日
愛知県刈谷市住吉町四丁目53番地
**サンテツク株式会社**
代表取締役　滝沢　幸生

**貸借対照表の要旨**（令和７年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 9,168 |
| | 固定資産 | 1,770 |
| | 合計 | 10,939 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,491 |
| | 固定負債 | 10,518 |
| | 株主資本 | △8,070 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △4,480 |
| | 利益準備金 | 150 |
| | その他利益剰余金 | △4,630 |
| | （うち当期純損失） | (9,953) |
| | 自己株式 | △13,590 |
| | 合計 | 10,939 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金三千二百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。また、令和七年九月二十九日に資本金の額を金四千二百万円としております。

令和八年三月十日
愛知県刈谷市住吉町四丁目五三番地
サンテツク株式会社
代表取締役　滝沢　幸生

## 第70期決算公告

2026年３月10日
香川県高松市朝日町四丁目12番52号
**増田化学工業株式会社**
代表取締役　増田　政隆

**貸借対照表の要旨**（2025年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,407,722 |
| | 固定資産 | 805,598 |
| | 繰延資産 | 1,100 |
| | 合計 | 3,214,420 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,577,473 |
| | 固定負債 | 90,393 |
| | 株主資本 | 546,554 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 516,554 |
| | 利益準備金 | 8,000 |
| | その他利益剰余金 | 508,554 |
| | （うち当期純利益） | (16,863) |
| | 合計 | 3,214,420 |

## 第15期決算公告

令和８年３月10日
福岡市中央区高砂一丁目２番４号
**ブロードネットワーク株式会社**
代表取締役　宮谷　　滋

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,028 |
| | 資産合計 | 2,028 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 197 |
| | 株主資本 | 1,831 |
| | 資本金 | 6,000 |
| | 利益剰余金 | △4,168 |
| | その他利益剰余金 | △4,168 |
| | （うち当期純損失） | (33) |
| | 負債・純資産合計 | 2,028 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二〇七頁（号外第一六七号）
左記のとおりです。
令和八年三月十日
福岡市中央区高砂一丁目二番四号
（甲）株式会社日本テレメッセージ
代表取締役　中村　直樹

（乙）
福岡市中央区高砂一丁目二番四号
（乙）ブロードネットワーク株式会社
代表取締役　宮谷　滋

## 第47期決算公告

令和８年３月10日
鹿児島市新栄町26番10号
**株式会社豊南**
代表取締役　中村　国博

**貸借対照表の要旨**
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 15,525 |
| | 固定資産 | 86,006 |
| | 合計 | 101,531 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 34,861 |
| | 株主資本 | 66,670 |
| | 資本金 | 21,000 |
| | 利益剰余金 | 45,670 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 43,170 |
| | （うち当期純利益） | (3,567) |
| | 合計 | 101,531 |

## 第21期決算公告

令和８年３月10日
福岡市中央区高砂一丁目２番４号
**ＪＴコミュニケーションズ株式会社**
代表取締役　田中　賢之

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,334 |
| | 資産合計 | 3,334 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 141 |
| | 株主資本 | 3,193 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 193 |
| | その他利益剰余金 | 193 |
| | （うち当期純損失） | (35) |
| | 負債・純資産合計 | 3,334 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二〇七頁（号外第一六七号）
左記のとおりです。
令和八年三月十日
福岡市中央区高砂一丁目二番四号
（甲）株式会社日本テレメッセージ
代表取締役　中村　直樹

（乙）
福岡市中央区高砂一丁目二番四号
（乙）ＪＴコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　田中　賢之

## 第66期決算公告

令和８年３月10日
群馬県前橋市天川大島町116番地
**群馬ヰセキ販売株式会社**
代表取締役　木村　英男

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,198 |
| | 固定資産 | 1,100 |
| | 合計 | 2,298 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 902 |
| | 固定負債 | 16 |
| | 株主資本 | 1,380 |
| | 資本金 | 45 |
| | 利益剰余金 | 1,335 |
| | 利益準備金 | 11 |
| | その他利益剰余金 | 1,324 |
| | （うち当期純利益） | (94) |
| | 合計 | 2,298 |

## 第11期決算公告

令和８年３月10日
大分県佐伯市弥生大字井崎1532番地１
**株式会社ショウナン**
代表取締役　石橋　正吾

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 48,362 |
| | 固定資産 | 5,863 |
| | 資産合計 | 54,225 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 39,832 |
| | 固定負債 | 8,569 |
| | 株主資本 | 5,824 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 2,824 |
| | その他利益剰余金 | 2,824 |
| | （うち当期純利益） | (3,825) |
| | 負債・純資産合計 | 54,225 |

**合併公告**

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十日
大分県佐伯市弥生大字井崎一五三二番地一
（甲）代表取締役　石橋　正吾

（乙）
大分県佐伯市大字青山六七二五番地
（乙）有限会社小野工業
代表取締役　小野　忠史

## 第４期決算公告

令和８年３月10日
東京都新宿区市谷田町三丁目８番地市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル10階
**株式会社ＴＹＯＮ**
代表取締役　髙森　雅和

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 72,613 |
| | 固定資産 | 9,217 |
| | 合計 | 81,831 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 69,616 |
| | 固定負債 | 2,100 |
| | 株主資本 | 10,114 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 9,114 |
| | 利益準備金 | 250 |
| | その他利益剰余金 | 8,864 |
| | （うち当期純利益） | (14,376) |
| | 合計 | 81,831 |

## 第 44 期 決 算 公 告

2026 年 3 月 10 日

東京都荒川区西日暮里５丁目３番14号

**株式会社ISEKIトータルライフサービス**

取締役社長　大志民貴之

**貸借対照表の要旨**（2025年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 424 |
| | 固定資産 | 5,217 |
| | 合計 | 5,642 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 661 |
| | 賞与引当金 | 4 |
| | 固定負債 | 388 |
| | 退職給付引当金 | 58 |
| | 役員慰労引当金 | 1 |
| | 株主資本 | 4,592 |
| | 資本金 | 80 |
| | 資本剰余金 | 2,529 |
| | 資本準備金 | 0 |
| | その他資本剰余金 | 2,528 |
| | 利益剰余金 | 1,983 |
| | 利益準備金 | 13 |
| | その他利益剰余金 | 1,969 |
| | （うち当期純利益） | (120) |
| | 合計 | 5,642 |

## 第 1 期 決 算 公 告

2026 年 3 月 10 日

東京都豊島区西池袋一丁目21番７号

**ＯｐｔＱＣ株式会社**

代表取締役ＣＥＯ　髙瀬　寛

**貸借対照表の要旨**

（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 382,115 |
| | 固定資産 | 110,200 |
| | 合計 | 492,315 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 41,026 |
| | 株主資本 | △198,710 |
| | 資本金 | 500 |
| | 利益剰余金 | △199,210 |
| | その他利益剰余金 | △199,210 |
| | （うち当期純損失） | (199,210) |
| | 新株予約権 | 650,000 |
| | 合計 | 492,315 |

## 第 17 期決算公告

令和８年３月10日

東京都港区芝四丁目11番３号
芝フロントビル

**ＳＯＤＥＸＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社**

代表取締役　ニコラ・ラニュゼル

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 240,321,692 |
| | 固定資産 | 196,000,000 |
| | 合計 | 436,321,692 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 277,229,545 |
| | 株主資本 | 159,092,147 |
| | 資本金 | 100,000,000 |
| | 資本剰余金 | 232,885,800 |
| | 資本準備金 | 148,895,000 |
| | その他資本剰余金 | 83,990,800 |
| | 利益剰余金 | △173,793,653 |
| | その他利益剰余金 | △173,793,653 |
| | （うち当期純損失） | (4,990,737) |
| | 合計 | 436,321,692 |

## 第４期決算公告

令和８年１月30日

福岡市中央区大名一丁目11番１号

**Ｔｅｎｓｏｒ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社**

代表取締役　堀　菜々

**貸借対照表の要旨**（令和７年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 176 |
| | 固定資産 | 1 |
| | 合計 | 177 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 24 |
| | 固定負債 | 19 |
| | 株主資本 | 135 |
| | 資本金 | 70 |
| | 資本剰余金 | 503 |
| | 資本準備金 | 347 |
| | その他資本剰余金 | 156 |
| | 利益剰余金 | △439 |
| | その他利益剰余金 | △439 |
| | （うち当期純損失） | (239) |
| | 合計 | 177 |

## 第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月 10 日

大阪府摂津市千里丘東一丁目11番９号

**株 式 会 社 Ｃ Ｇ Ｔ**

代表取締役　南野　剛之

**貸借対照表の要旨**

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 131 |
| | 合計 | 131 |
| 負純資産及の債びの部 | 株主資本 | 131 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | △168 |
| | その他利益剰余金 | △168 |
| | （うち当期純利益） | (0) |
| | 合計 | 131 |

## 第38期決算公告

令和８年３月 10 日

東京都千代田区三番町８番地１

**株式会社ホロンシステム**

代表取締役　小林真一郎

**貸借対照表の要旨**

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,715 |
| | 固定資産 | 540 |
| | 資産合計 | 3,256 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 714 |
| | （うち賞与引当金） | (294) |
| | 固定負債 | 397 |
| | （うち退職給付引当金） | (169) |
| | （うち役員退職慰労引当金） | (191) |
| | 負債合計 | 1,111 |
| | 株主資本 | 2,072 |
| | 資本金 | 81 |
| | 資本剰余金 | 41 |
| | 資本準備金 | 41 |
| | その他資本剰余金 | 0 |
| | 利益剰余金 | 1,993 |
| | 利益準備金 | 10 |
| | その他利益剰余金 | 1,983 |
| | （うち当期純利益） | (502) |
| | 自己株式 | △ 44 |
| | 評価・換算差額等 | 72 |
| | その他有価証券評価差額金 | 72 |
| | 純資産合計 | 2,145 |
| | 負債・純資産合計 | 3,256 |

## 第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月 10 日

奈良県生駒郡三郷町城山台５丁目２－２

**一般社団法人ラスールジャパン**

代表理事　河田　博成

**貸借対照表の要旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 4,341 |
| | 固定資産 | 278 |
| | 合計 | 4,619 |
| 負味債財及産びの正部 | 流動負債 | 657 |
| | 負債合計 | 657 |
| | 一般正味財産 | 3,962 |
| | 正味財産合計 | 3,962 |
| | 合計 | 4,619 |

## 第 52 期 決 算 公 告

令和８年３月 10 日

長崎県諫早市栄町１番10号

**小林友の会株式会社**

代表取締役　小林　靖明

**貸借対照表の要旨**

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 40,569 |
| | 固定資産 | 3,220 |
| | 合計 | 43,789 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 19,758 |
| | 株主資本 | 24,031 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 4,031 |
| | その他利益剰余金 | 4,031 |
| | （うち当期純利益） | (274) |
| | 合計 | 43,789 |

## 第３期決算公告

令和８年１月29日

東京都港区西新橋１丁目１番１号

**株式会社遠藤**

代表取締役　水野　仁

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 56,146 |
| | 固定資産 | 1,314,930 |
| | 資産合計 | 1,371,076 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 344,453 |
| | 固定負債 | 450,000 |
| | 株主資本 | 576,623 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 400,000 |
| | 資本準備金 | 400,000 |
| | 利益剰余金 | 76,623 |
| | その他利益剰余金 | 76,623 |
| | （うち当期純利益） | (55,244) |
| | 負債・純資産合計 | 1,371,076 |

## 第 72 期決算公告

令和８年２月24日

北海道旭川市永山２条３丁目２番16号

**株式会社コハタ**

代表取締役　木幡　光範

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 6,304,456 |
| | 固定資産 | 2,750,045 |
| | 資産合計 | 9,054,501 |
| 負純資産及の債びの部 | 流動負債 | 3,558,053 |
| | 固定負債 | 508,644 |
| | 株主資本 | 4,987,804 |
| | 資本金 | 75,000 |
| | 利益剰余金 | 4,912,804 |
| | 利益準備金 | 18,750 |
| | その他利益剰余金 | 4,894,054 |
| | （うち当期純利益） | (318,957) |
| | 負債・純資産合計 | 9,054,501 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十日

埼玉県川口市川口二丁目一二番一八号

（甲）株式会社メトラン

代表取締役　中川隆太郎

埼玉県川口市川口二丁目二番三号

（乙）株式会社レッドポイントエムアイ

代表取締役　中根　伸一

**第５期決算公告**　令和８年３月10日

埼玉県川口市川口二丁目２番３号

**株式会社レッドポイントエムアイ**

代表取締役　中根　伸一

**貸借対照表の要旨**（令和７年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 44,789,034 |
| | 資産合計 | 44,789,034 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 44,764,450 |
| | 負債合計 | 44,764,450 |
| | 株主資本 | 24,584 |
| | 資本金 | 1,000,000 |
| | 利益剰余金 | △975,416 |
| | その他利益剰余金 | △975,416 |
| | （うち当期純損失） | (411,329) |
| | 純資産合計 | 24,584 |
| | 負債・純資産合計 | 44,789,034 |

**第41期決算公告**　令和８年３月10日

埼玉県川口市川口二丁目12番18号

**株式会社メトラン**

代表取締役　中川隆太郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,352,479,330 |
| | 固定資産 | 365,840,284 |
| | 資産合計 | 1,718,319,614 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 775,912,635 |
| | 固定負債 | 1,035,114,346 |
| | 負債合計 | 1,811,026,981 |
| | 株主資本 | △92,707,367 |
| | 資本金 | 87,500,000 |
| | 利益剰余金 | △180,207,367 |
| | その他利益剰余金 | △180,207,367 |
| | （うち当期純損失） | (256,103,856) |
| | 純資産合計 | △92,707,367 |
| | 負債・純資産合計 | 1,718,319,614 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十日

愛知県豊田市三軒町七丁目六三番地五

（甲）株式会社ミッドランド経営研究所

代表取締役　河合　秀俊

愛知県豊田市三軒町七丁目六三番地五

（乙）株式会社ミッドランドＩＴソリューション

代表取締役　河合　秀俊

**第11期決算公告**

令和８年３月10日

愛知県豊田市三軒町七丁目63番地５

**株式会社ミッドランドＩＴソリューション**

代表取締役　河合　秀俊

**貸借対照表の要旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 16,150,832 |
| | 合計 | 16,150,832 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,904,788 |
| | 株主資本 | 14,246,044 |
| | 資本金 | 500,000 |
| | 利益剰余金 | 13,746,044 |
| | その他利益剰余金 | 13,746,044 |
| | （うち当期純利益） | (3,641,551) |
| | 合計 | 16,150,832 |

**第14期決算公告**

令和８年３月10日

愛知県豊田市三軒町七丁目63番地５

**株式会社ミッドランド経営研究所**

代表取締役　河合　秀俊

**貸借対照表の要旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 6,083,330 |
| | 合計 | 6,083,330 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,994,593 |
| | 株主資本 | △911,263 |
| | 資本金 | 500,000 |
| | 利益剰余金 | △1,411,263 |
| | その他利益剰余金 | △1,411,263 |
| | （うち当期純利益） | (△805,412) |
| | 合計 | 6,083,330 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十日

滋賀県守山市水保町一一六八番地一

（甲）株式会社Ｂｌａｎｃ ｄｅ Ｂｌａｎｃ

代表取締役　白　　成鶴

滋賀県守山市水保町一一六八番地一

（乙）株式会社Ｈｙ

代表取締役　白　　成鶴

**第２期決算公告**　令和８年３月10日

滋賀県守山市水保町1168番地１

**株式会社Ｈｙ**

代表取締役　白　　成鶴

**貸借対照表の要旨**（令和７年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,508 |
| | 固定資産 | 1,825 |
| | 繰延資産 | 365 |
| | 合計 | 10,699 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,863 |
| | 固定負債 | 4,766 |
| | 株主資本 | 69 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △930 |
| | その他利益剰余金 | △930 |
| | （うち当期純利益） | (1,787) |
| | 合計 | 10,699 |

**第17期決算公告**　令和８年３月10日

滋賀県守山市水保町1168番地１

**株式会社**

**Ｂｌａｎｃ ｄｅ Ｂｌａｎｃ**

代表取締役　白　　成鶴

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 26,880 |
| | 固定資産 | 701,738 |
| | 合計 | 728,619 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,669 |
| | 固定負債 | 96,835 |
| | 株主資本 | 625,114 |
| | 資本金 | 9,500 |
| | 利益剰余金 | 621,614 |
| | 利益準備金 | 19 |
| | その他利益剰余金 | 621,595 |
| | （うち当期純利益） | (343) |
| | 自己株式 | △6,000 |
| | 合計 | 728,619 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十日

熊本市南区良町一丁目一〇番一八号

（甲）株式会社水プランニング

代表取締役　松本　　遼

熊本市南区良町一丁目一〇番五―一〇二号

（乙）株式会社アイエスデー

代表取締役　松本　　遼

**第５期決算公告**

令和８年３月10日

熊本市南区良町一丁目10番５―102号

**株式会社アイエスデー**

代表取締役　松本　　遼

**貸借対照表の要旨**

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 13,250 |
| | 固定資産 | 2,634 |
| | 合計 | 15,885 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,207 |
| | 固定負債 | 7,520 |
| | 株主資本 | 157 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △842 |
| | その他利益剰余金 | △842 |
| | （うち当期純利益） | (9,605) |
| | 合計 | 15,885 |

**第35期決算公告**

令和８年３月10日

熊本市南区良町一丁目10番18号

**株式会社水プランニング**

代表取締役　松本　　遼

**貸借対照表の要旨**

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 22,798 |
| | 固定資産 | 13,311 |
| | 合計 | 36,109 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 17,408 |
| | 固定負債 | 6,371 |
| | 株主資本 | 12,330 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 2,330 |
| | その他利益剰余金 | 2,330 |
| | （うち当期純損失） | (2,147) |
| | 合計 | 36,109 |